

**第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画
(素案)**

令和元年11月20日

四日市市子ども未来部子ども未来課

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 位置づけ	2
3 期間	2
4 対象	2
5 本市の子ども・子育てを取り巻く状況	3
(1) 人口の状況	3
(2) 出生の状況	4
(3) 子どもの人口の推移と今後の推計	5
(4) 世帯の状況	6
(5) 就労の状況	7
(6) 婚姻・出産年齢の状況	8
(7) 子育て家庭の状況	9
(8) 就学前児童の状況	12
(9) 保育園・幼稚園等の状況	13
(10) 子育ての環境や支援に関する保護者の意見	21
(11) 子育てに関して市に期待すること	22
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	23
2 基本方針	24
3 基本目標	25
第3章 子ども・子育て支援の取り組み・事業	
1 施策の体系	26
2 施策の展開	27
基本目標1 みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを 支える環境が整ったまち	27
(1) 就学前教育・保育の充実	27
(2) 子育て家庭への支援	32
(3) 心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進	38
基本目標2 親と子が安心して自立した生活を送れるまち	43
(1) 社会的な養育や支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援	43
(2) 発達支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援	46

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまち	50
(1) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実	50
(2) 親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進	53

第4章 主要事業5年間の実施計画

1 量の見込みと確保方策の設定にあたって	56
(1) 教育・保育提供区域の設定	56
(2) 「量の見込み」と「確保の方策」の考え方	57
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	58
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	62
(1) 延長保育事業	62
(2) -1 一時預かり事業（幼稚園における一時預かり・預かり保育）	63
(2) -2 一時預かり事業（保育園・こども園における一時保育）	64
(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	65
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	66
(5) 病児保育事業	67
(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	68
(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	69
(8) 利用者支援事業	73
(9) 妊婦健康診査	74
(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	75
(11) 養育支援訪問事業	76
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	77

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	78
2 計画の点検及び評価	78

参考資料

1 用語解説	79
2 計画策定の経過	
3 四日市市子ども・子育て会議委員名簿	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、第2次ベビーブーム期を境に出生数が減少を続け、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向となっています。平成28年以降は年間の出生数が100万人を割り込んでおり、未婚率の上昇や晩婚化、晩産化も依然として進行が続いている状況となっています。

また、核家族化の進展や共働き家庭の増加、働き方の多様化、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化しており、子どもや兄弟姉妹の数が減少する中であって子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

こうした状況に対処するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立して、消費税率の引き上げによる財源の一部を活用した「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格実施されることとなり、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

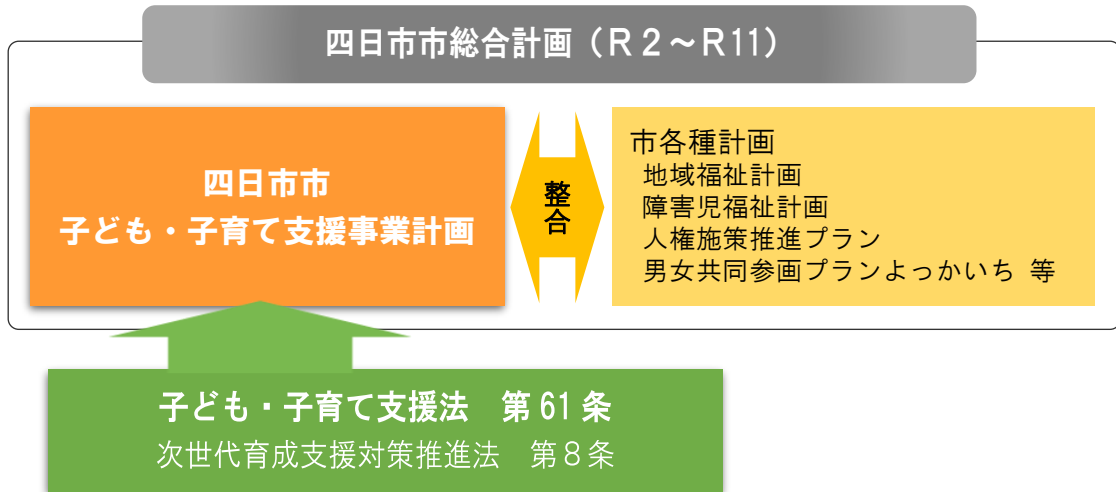
その後、国は、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、希望出生率1.8を目標とした10年間のロードマップを示しました。その実現に向けて平成29年6月には、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿拡大と質の確保等を進める「子育て安心プラン」を公表するとともに、平成29年12月には消費税率10%への引上げによる財源を活用して実施する幼児教育・保育の無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。

本市では、子ども・子育て支援新制度のもと、平成27年3月に「四日市市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度。以下「第1期計画」という。）」を策定し、本市における子どもの健やかな成長と子育て支援の充実に取り組んでまいりましたが、昨今の背景を踏まえながら、引き続き、子どもと子育てにやさしいまちに向けた環境整備を総合的かつ計画的に進める「第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画としても位置づけるものとします。

また、本計画の上位計画である「四日市市総合計画」をはじめ、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



3 期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点をめどに計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

(年度)									
H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6
第 1 期四日市市 子ども・子育て支援事業計画					第 2 期四日市市 子ども・子育て支援事業計画				
									次期計画策定

4 対象

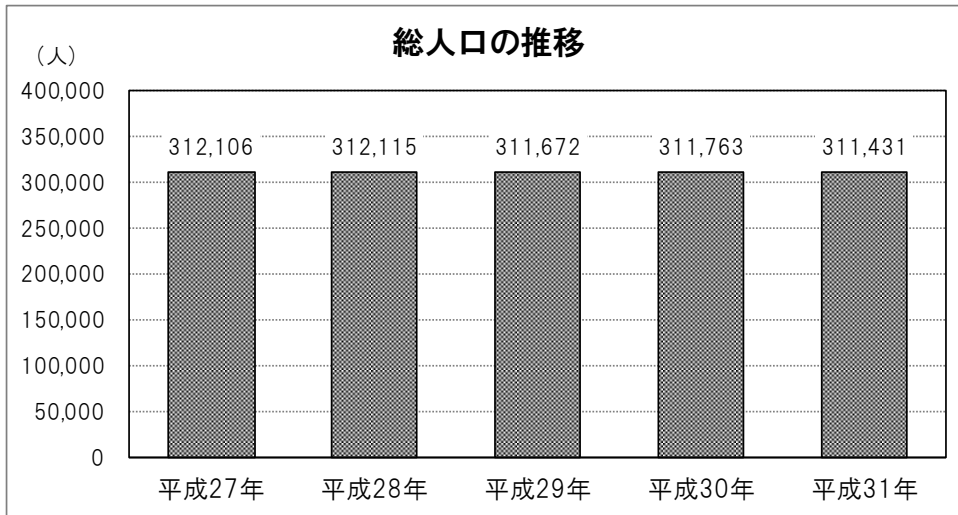
本計画は、本市に住むすべての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。

5 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口の状況

① 総人口の推移

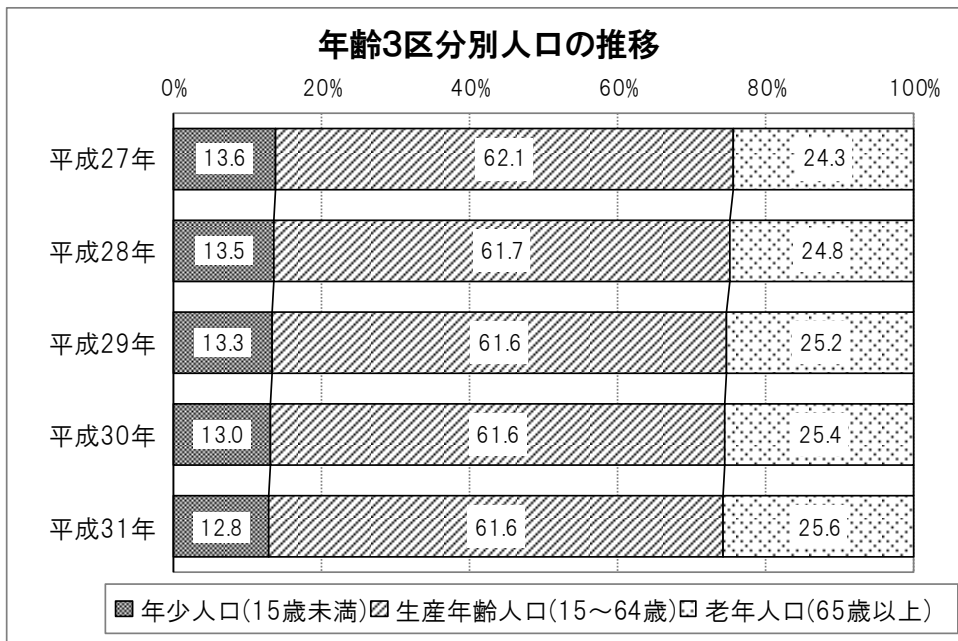
本市の総人口は減少傾向にあり、平成31年4月1日現在では311,431人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、平成31年には12.8%となっています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。一方、老年人口は増加傾向にあり、平成31年の高齢化率は25.6%となっています。

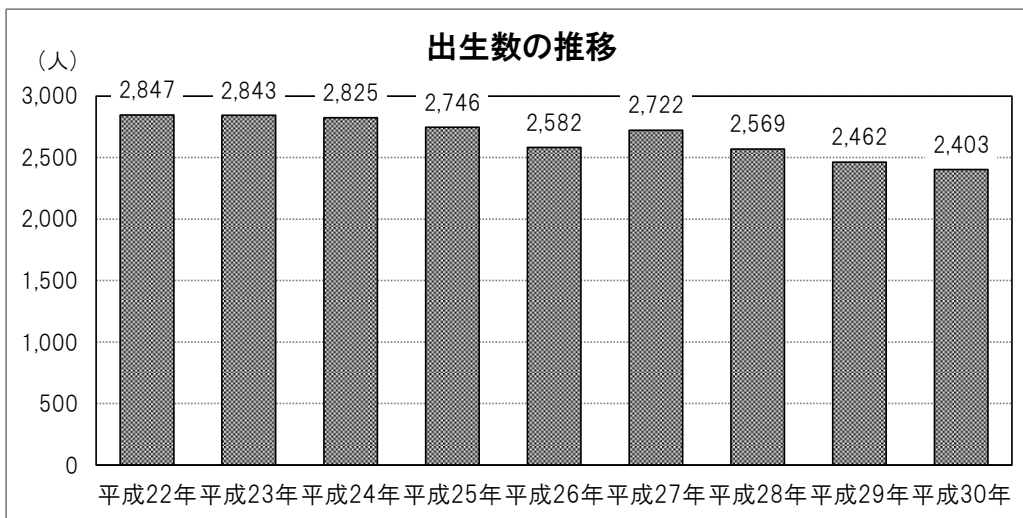


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生の状況

① 出生数の推移

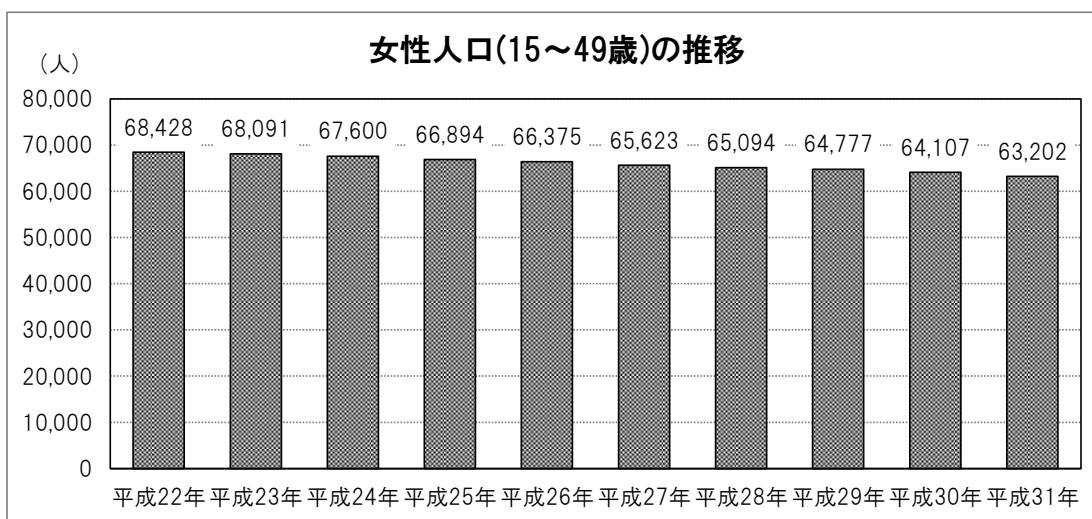
出生数は、平成27年に増加に転じたものの、その後再び減少傾向にあります。



資料：四日市市統計書

② 女性人口(15～49歳)の推移

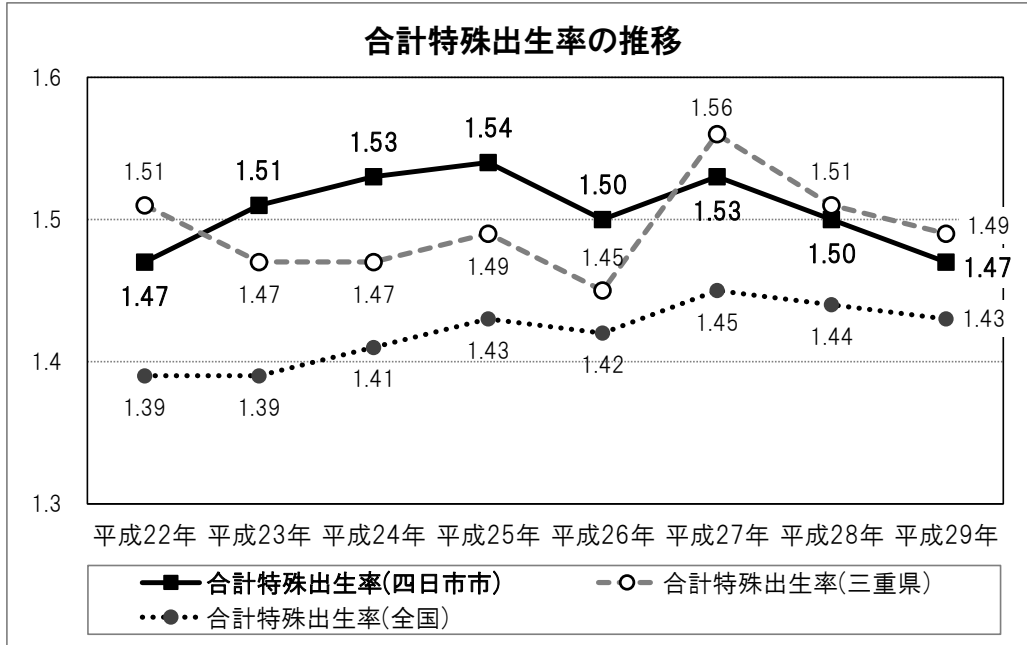
合計特殊出生率を算出するうえで基準となる15～49歳の女性人口は、平成22年以降減少が続いています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 合計特殊出生率の推移

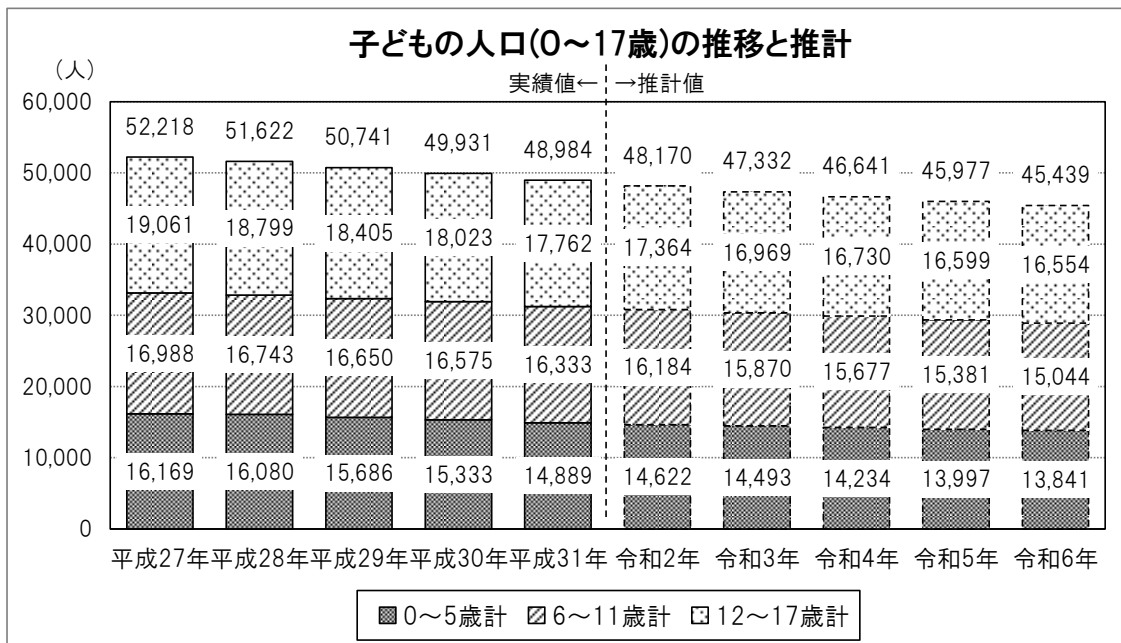
一人の女性が一生のうちに生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成22年から平成25年にかけて増加していましたが、平成29年には1.47に下がっています。全国や三重県と比較すると、平成23年から平成26年にかけて上回っていましたが、平成27年以降は低下傾向にあり、全国を上回るものの三重県を下回っています。



資料：三重県人口動態総覧より

(3) 子どもの人口の推移と今後の推計

0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～17歳（中・高生）の子どもの人口推移及び推計をみると、すべての区分で人口は減少傾向にあります。

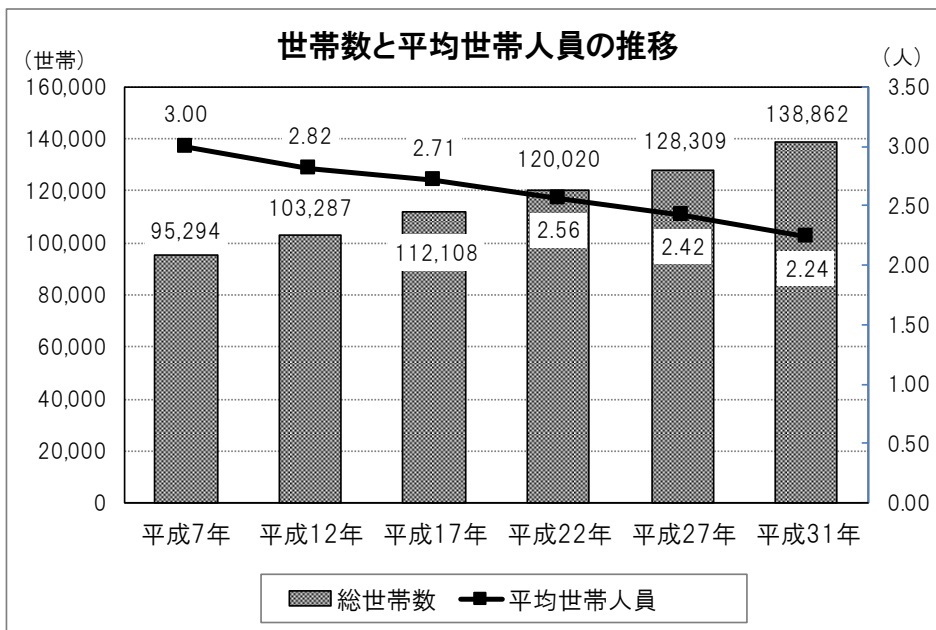


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)、推計値(点線)はコーホート変化率法による推計

(4) 世帯の状況

① 世帯数と平均世帯人員の推移

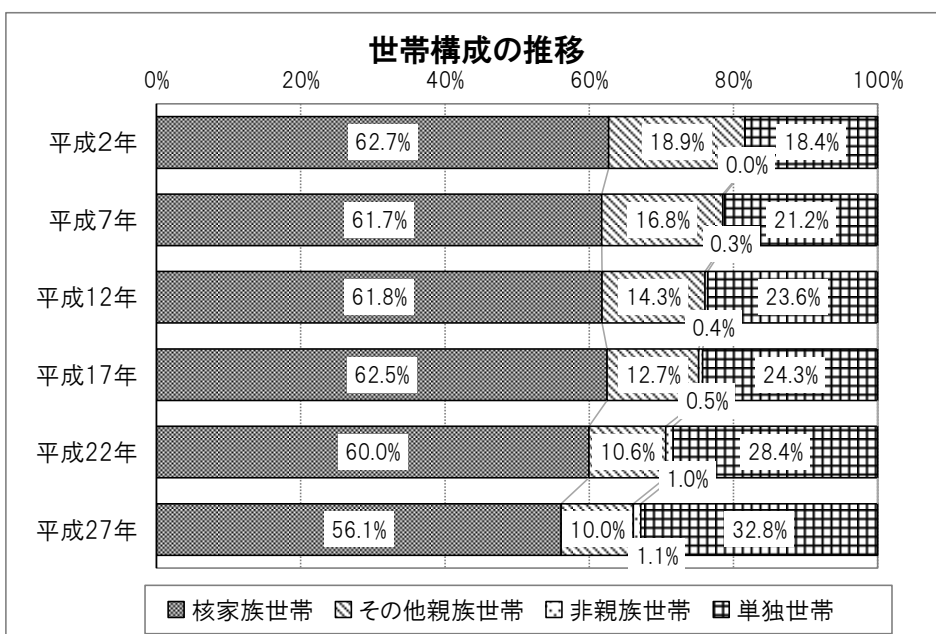
世帯数は増加傾向が続いており、平成31年では138,862世帯となっています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成31年には2.24人となっています。



資料：国勢調査、住民基本台帳（平成31年3月31日現在）

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多いものの、減少傾向にあり平成27年には6割を割り込んでいます。一方、単独世帯は増加傾向にあり、世帯規模の縮小が進行しています。



資料：国勢調査

(5) 就労の状況

① 産業別就労人口の推移

就業人口をみると、女性は増加傾向にあります。産業分類別にみると、男性は第2次・第3次産業で多く、女性は第3次産業が70%以上を占めるという状況となっています。

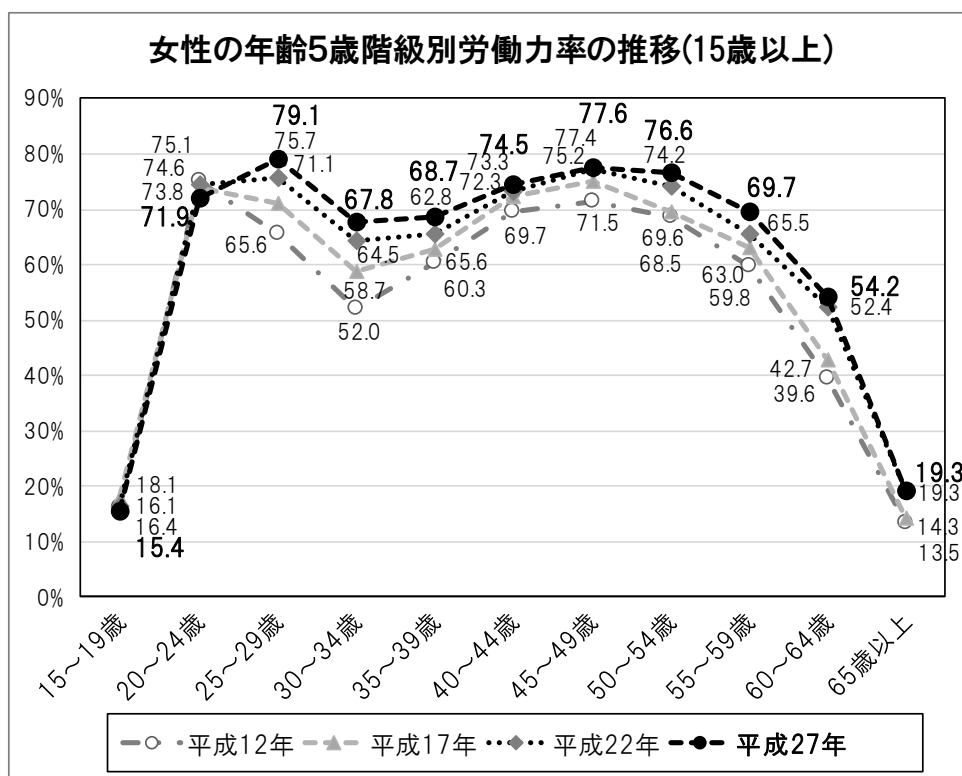
<産業別就労人口の推移>

	男性				女性			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数(人)	88,103	90,009	89,667	86,182	59,479	62,999	63,184	62,732
第1次産業(%)	2.0	2.0	1.5	1.4	2.2	2.0	1.4	1.3
第2次産業(%)	48.0	44.3	43.5	45.2	23.8	19.7	17.0	17.1
第3次産業(%)	49.4	51.0	47.6	48.4	73.2	75.7	74.1	76.6
分類不能(%)	0.6	2.6	7.5	4.9	0.8	2.6	7.5	5.1

資料：国勢調査

② 女性の労働力率の推移

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、20歳代で70%以上ですが、30歳代では60%台となり、出産・育児を機に一旦就労を中断する傾向がみられ、40歳代で再び70%前後に上昇するという、いわゆる「M字カーブ」が依然としてみられます。しかし、平成12年にM字カーブの底であった30～34歳の52.0%が平成27年には67.8%まで上昇しており、M字カーブの谷が浅くなり、台形に近づいています。



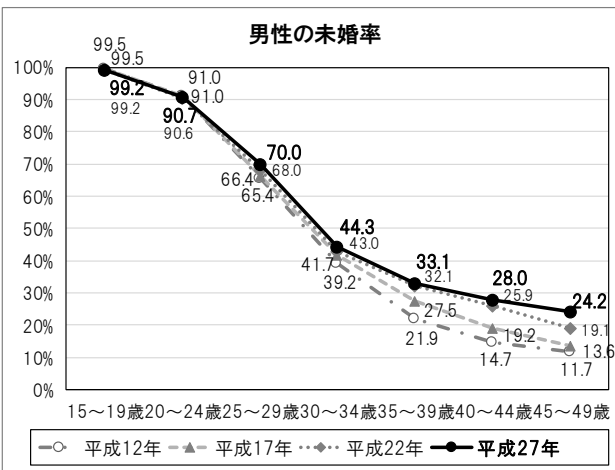
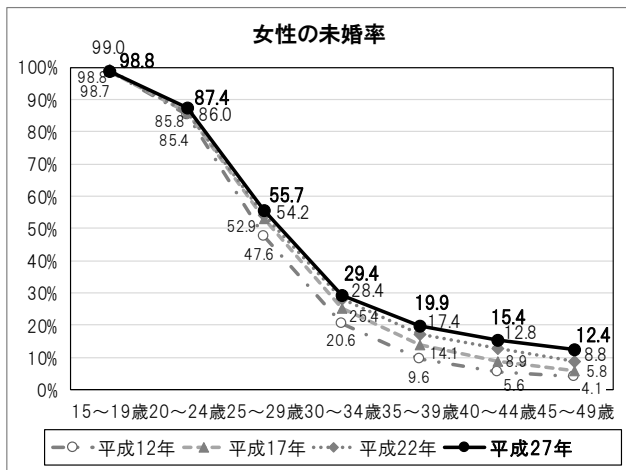
※平成22年、平成27年については労働力状態「不詳」を除いて労働力率を算出。

資料：国勢調査

(6) 婚姻・出産年齢の状況

① 未婚率の推移

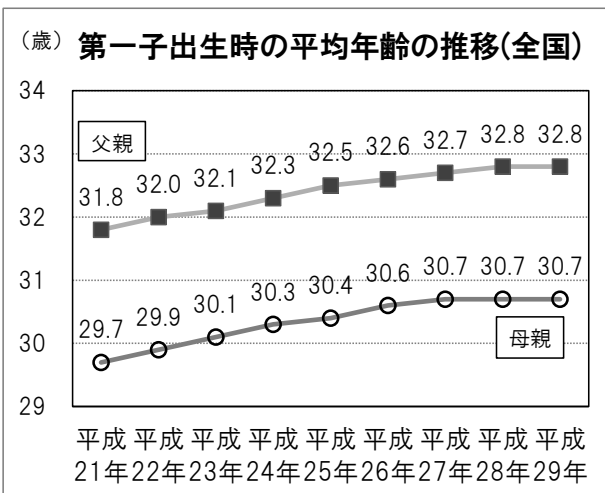
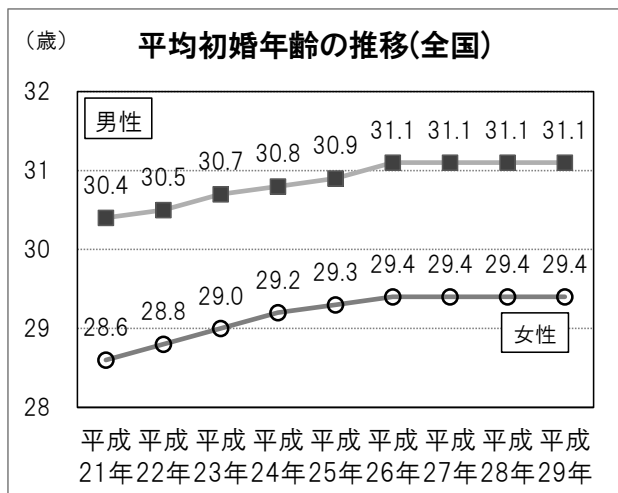
未婚率を年齢区分別にみると、男性側で平均的に高くなっており、男女ともに平成 12 年と比べて平成 27 年には未婚率は上昇しています。



資料：国勢調査

② 平均初婚年齢・平均出産年齢の推移（全国値）

わが国における平均初婚年齢及び平均出産年齢の推移をみると、男性（父親）、女性（母親）ともに平成 26 年にかけて上昇を続け、晩婚化、晩産化が進行していましたが、平成 27 年以降、男女ともほぼ横ばいとなっています。



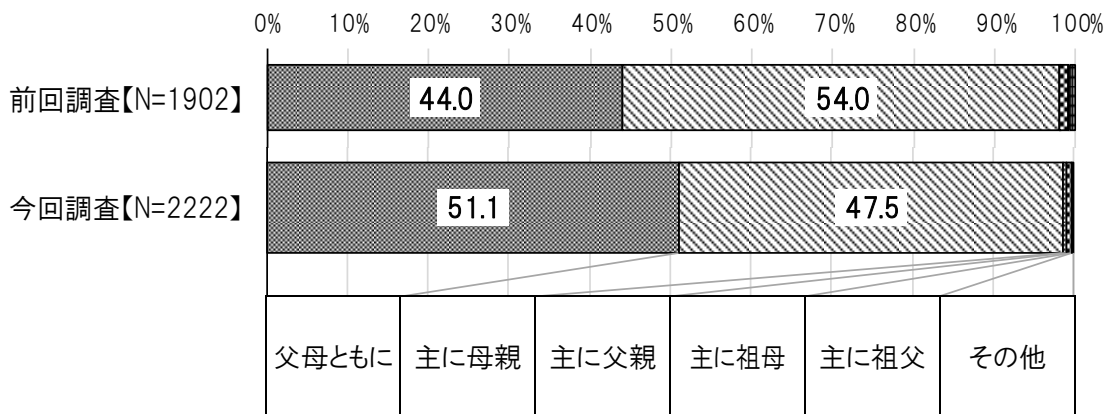
資料：人口動態調査

(7) 子育て家庭の状況

① 子育てを主に行っている人

アンケート調査結果によると、未就学児のいる家庭において「父母ともに」を選択された家庭は約半数となっており、前回調査より増加しています。

<子育てを主に行っている人>

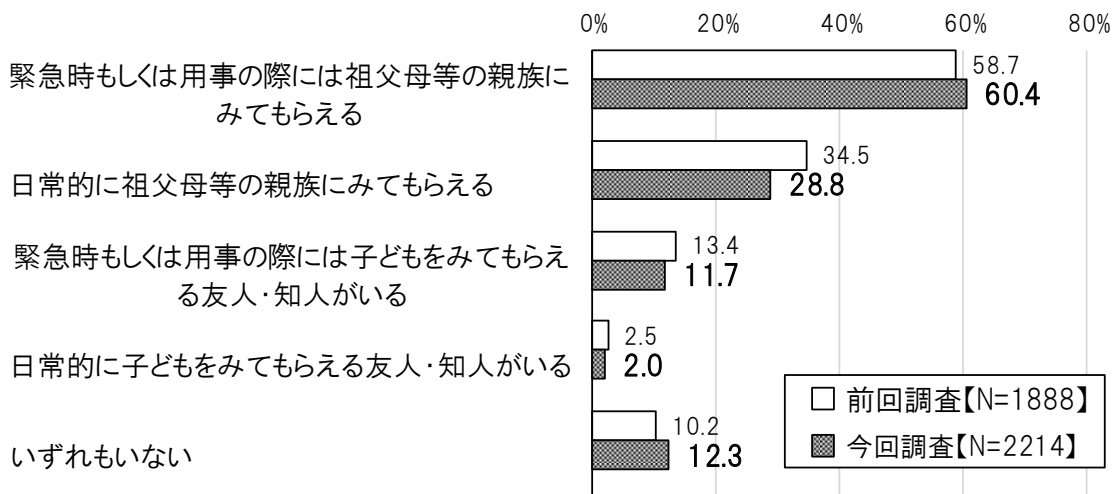


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査
 なお、「前回調査」は平成 25 年度、「今回調査」は平成 30 年度にそれぞれ実施したもの
 (以下同様)

② 日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の存在

緊急時等の預け先として、祖父母等の親族が多いものの、預け先がない人も約 1 割となっており、前回調査より増加しています。

<日頃、子どもを見てもらえる親族・知人がいるか>

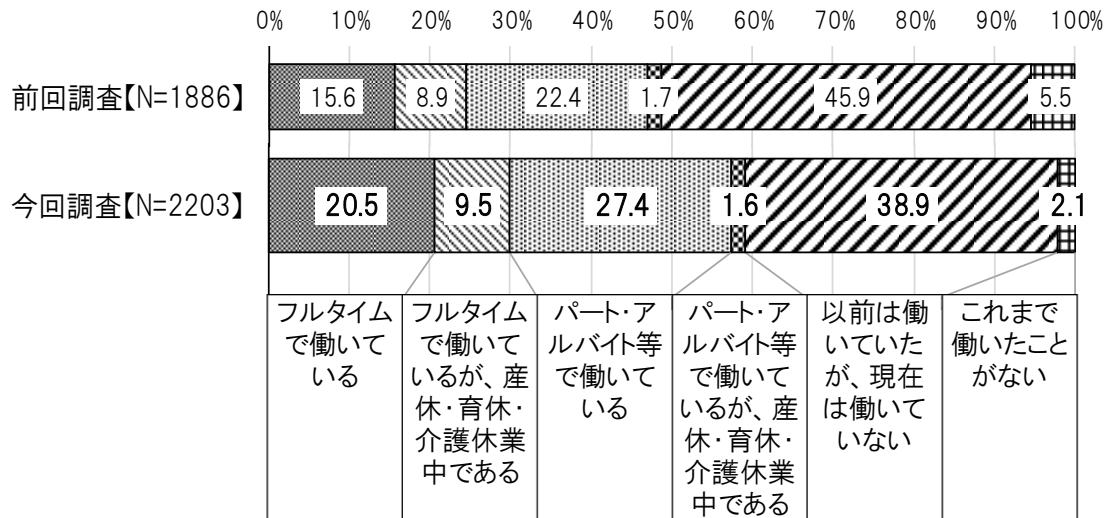


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

③ 保護者の就労状況

父親の就労形態は「フルタイム」が9割以上を占めますが、働く母親は前回調査と比べて増大し、「フルタイム」や「パート・アルバイト等」で約6割の母親が働いています。

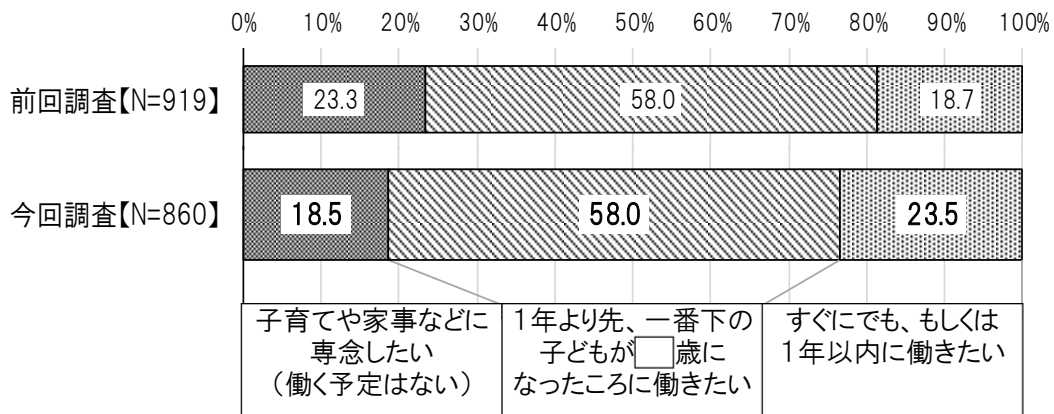
<母親の就労状況>



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

働いていない母親の就労希望は2割強、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに働きたい」を合わせると8割強が「働きたい」と考えていることになり、前回調査より増加しています。一方、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」人は2割弱と、前回調査より減少しています。

<現在働いていない母親の働きたいという希望>

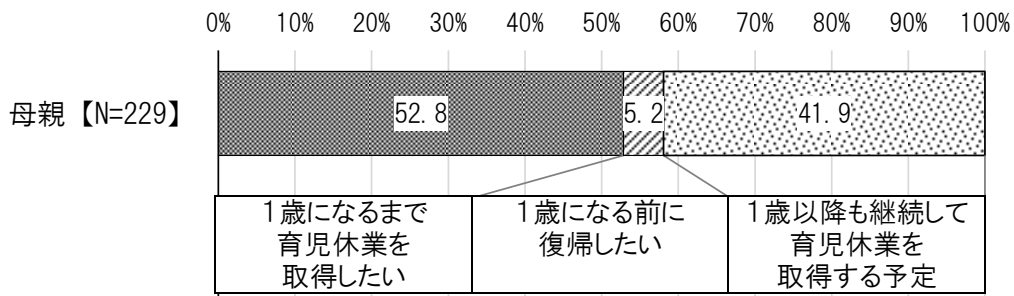


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

④ 育児休業に関する希望

アンケート調査結果によると、お子さんが1歳になったときに必ず預けられる保育サービス等があれば、1歳になるまで育児休業を取得するかどうかについて、育児休業中の母親の5割以上が「1歳になるまで取得したい」と回答しており、「1歳になる前に復帰したい」を大きく上回っています。

< 1歳までの育児休業の利用希望 >

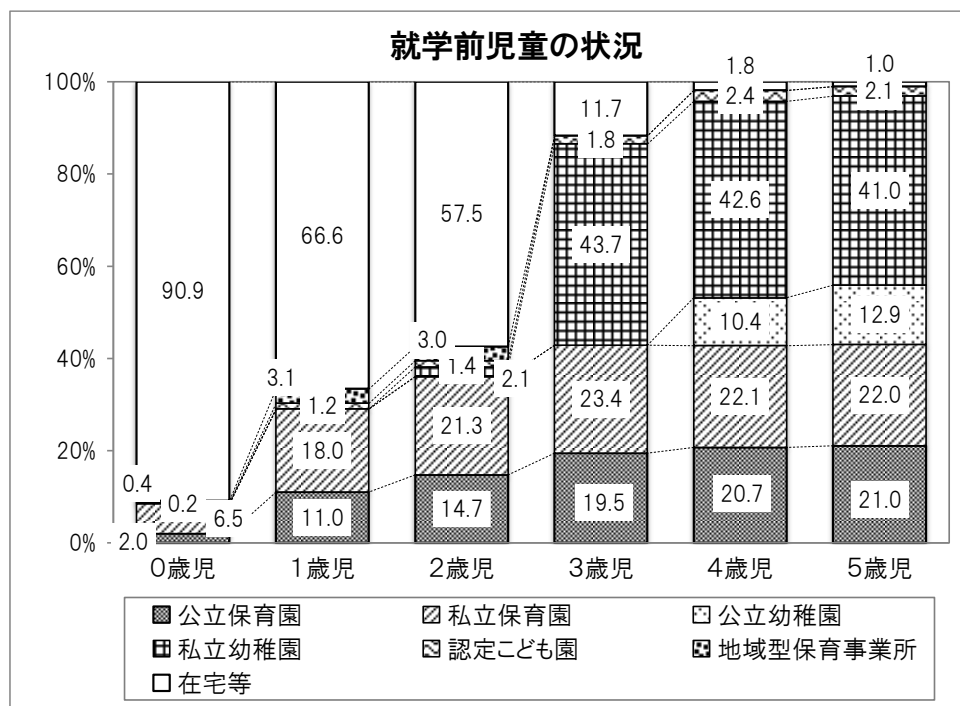


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

(8) 就学前児童の状況

0～2歳児については、私立保育園に通っている児童が最も多く、次いで公立保育園が多くなっています。

一方、3～5歳児では私立幼稚園に通っている児童が40%以上を占め、最も多くなっています。また、公立保育園と私立保育園に通っている児童がそれぞれ20%前後、認定こども園に通っている児童が2%前後あるほか、4～5歳児では公立幼稚園に通っている児童が10%強あります。

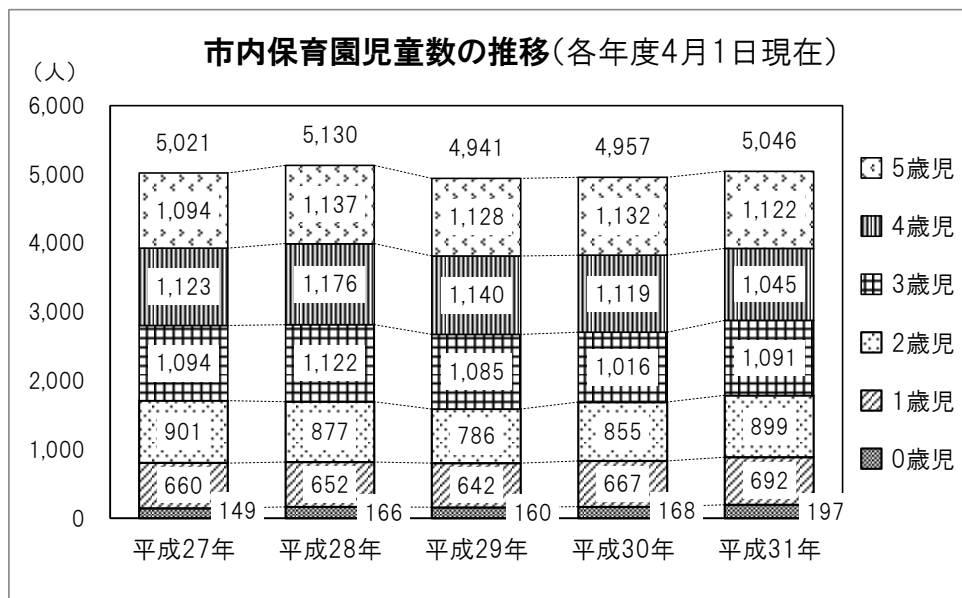


資料：就学前児童数は、平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口
 保育所の児童数は平成31年4月1日現在、幼稚園の児童数は令和元年5月1日現在
 「在宅等」には市外に通園する児童等も含む

(9) 保育園・幼稚園等の状況

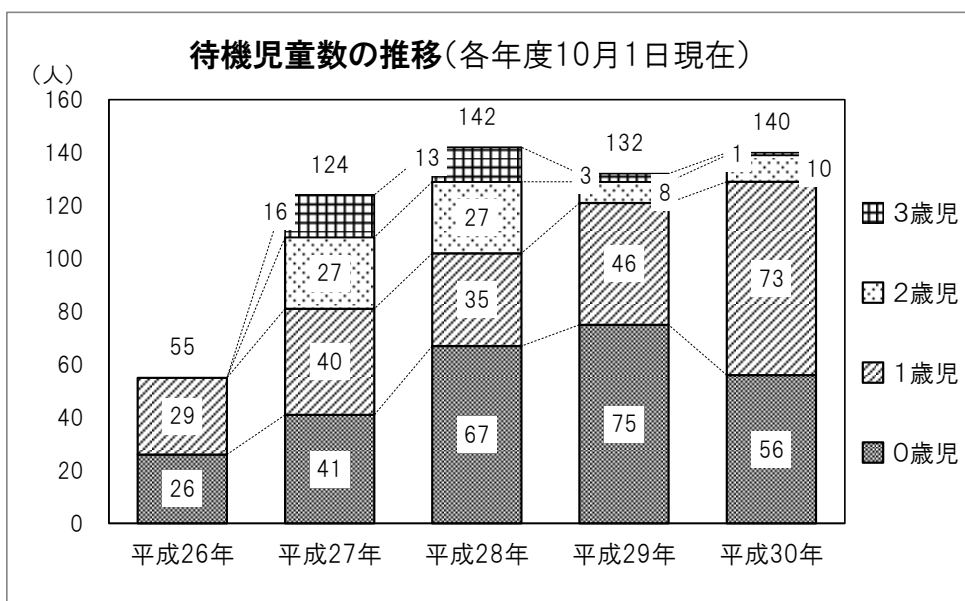
① 保育園の状況

保育園については、公立 23 園、私立 33 園の合計 56 園で保育を実施しています。利用児童数は 5,000 人前後で横ばいとなっています。



資料：こども未来部保育幼稚園課

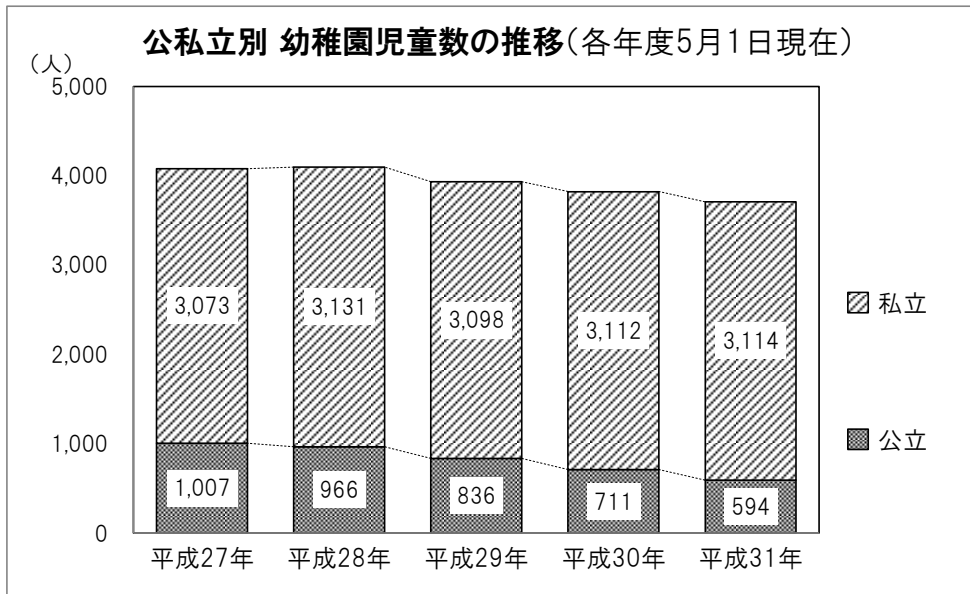
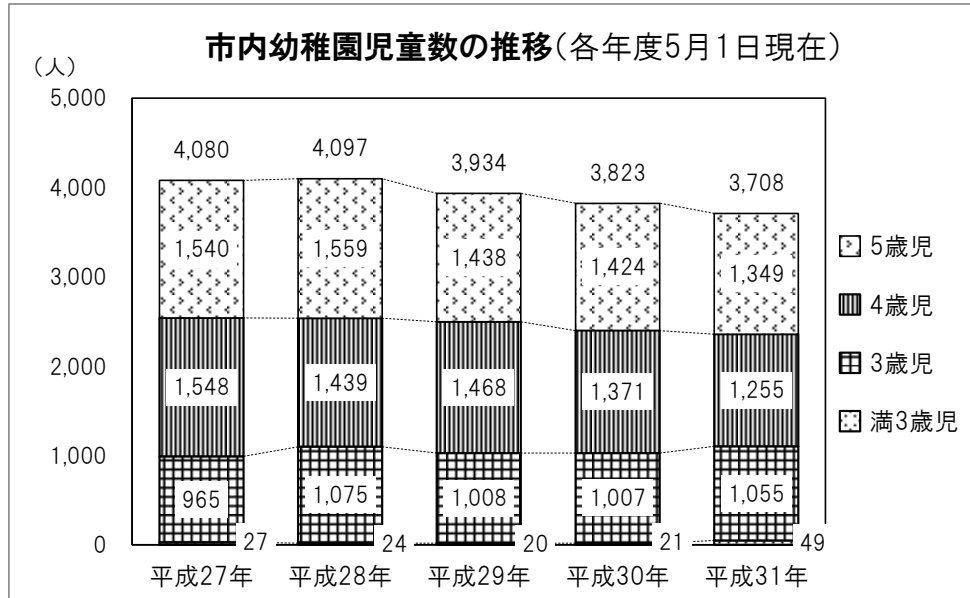
0～5 歳児童数は減少しているものの、低年齢児における入園児童数の増加に伴い、平成 27 年度以降、待機児童数は 100 人を超えて推移してきました。年齢別では、平成 29 年度まで 0 歳児の待機児童が多かったものの、平成 30 年度では 1 歳児が増加しています。



資料：こども未来部保育幼稚園課

② 幼稚園の状況

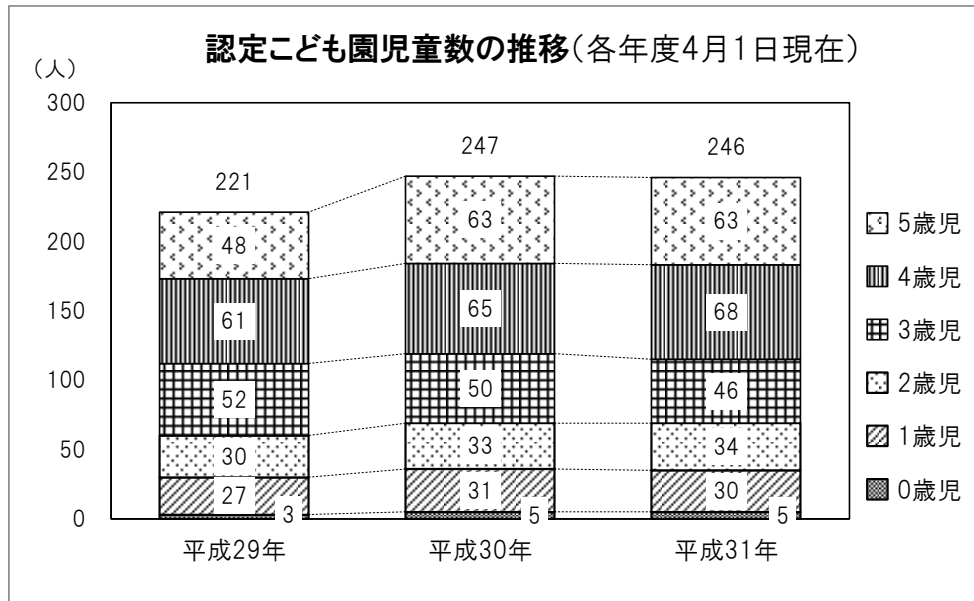
幼稚園については、公立 21 園、私立 14 園の合計 35 園で保育を実施しています。公立幼稚園の利用児童数は減少が続いており、私立幼稚園の利用児童数は 3,100 人前後で推移しています。



資料：こども未来部保育幼稚園課
3歳児、満3歳児は私立幼稚園における利用児童の人数

③ 認定こども園の状況

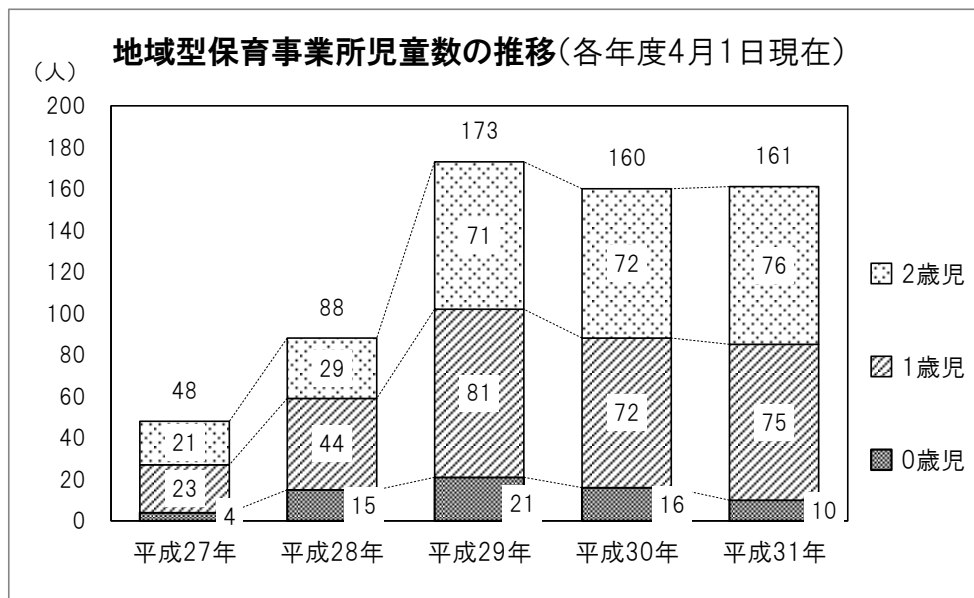
認定こども園については、平成 29 年度より公立 2 園で保育を実施しています。利用児童数は 240 人前後で推移しています。



資料：こども未来部保育幼稚園課

④ 地域型保育事業の状況

地域型保育事業については、私立 17 事業所で保育を実施しています。平成 27 年度の制度開始以降、事業所数、利用児童数とも増加し、平成 29 年度以降はほぼ横ばいとなっています。



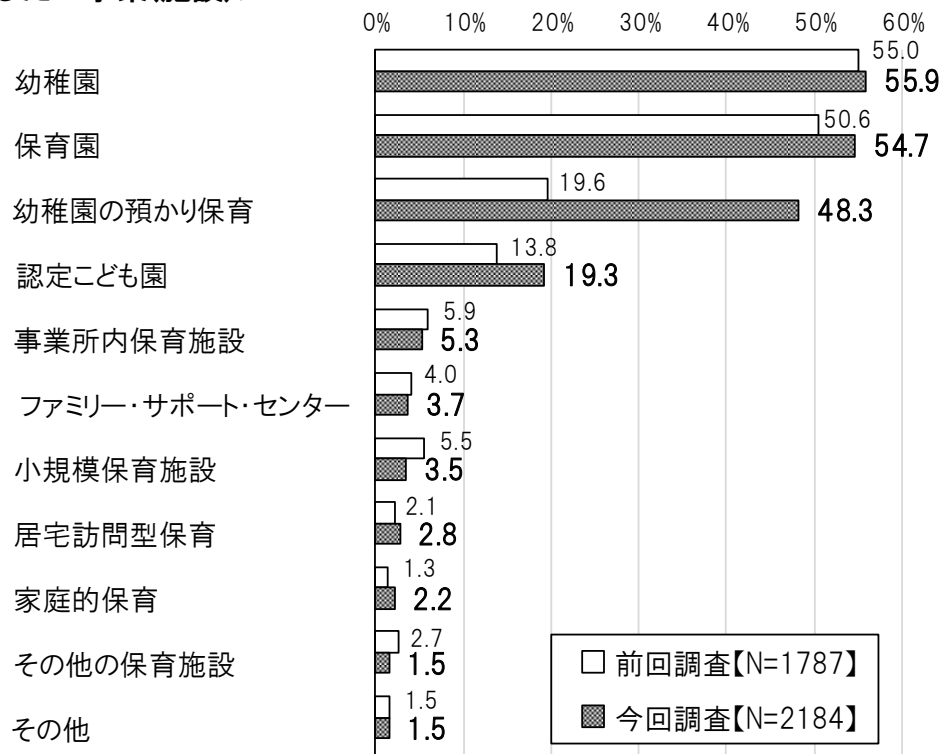
資料：こども未来部保育幼稚園課

⑤ 就学前教育・保育に対する利用意向

アンケート調査結果によると、平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」が最も多く、僅かな差で「保育園」が続き、これらは50%以上に上ります。前回調査から希望の順位に大きな変動はありませんが、「幼稚園の預かり保育」が大きく増加しており、「認定こども園」も増加しています。

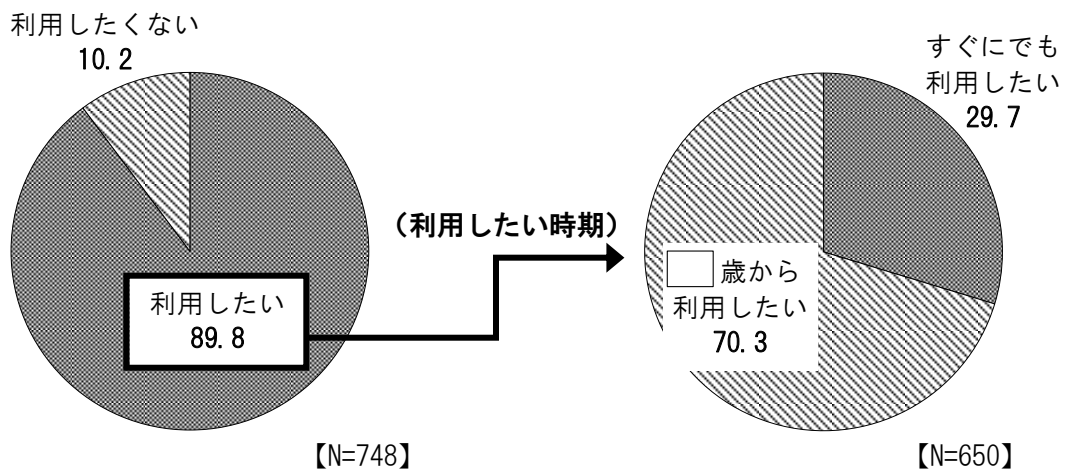
また、教育・保育事業を利用していない人の約9割が、保育料が無償化されれば事業を「利用したい」と回答し、そのうち約3割が「すぐにでも利用したい」としています。

<利用したい事業(施設)>



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

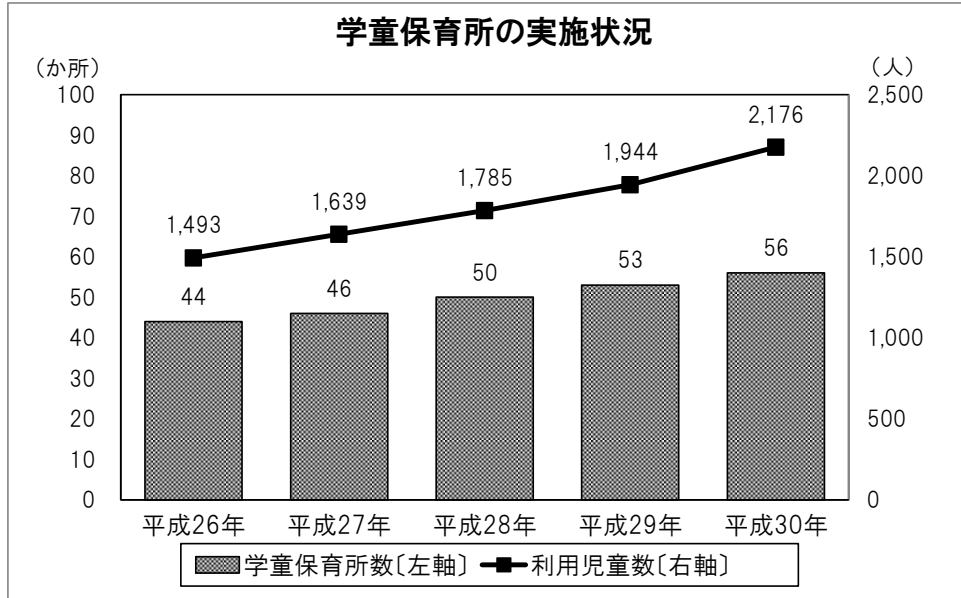
<保育料が無償化されれば事業(施設)を利用するか(未利用の人のみ)>



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

⑥ 学童保育所の状況

学童保育所は、平成30年度には市内に56か所が開設されており、増設が続いています。学童保育所を利用する児童数についても、年々増加しています。



資料：こども未来部こども未来課

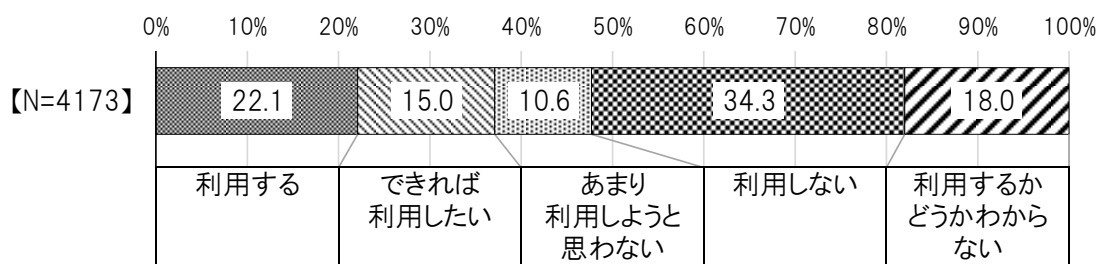
⑦ 学童保育所の利用意向

アンケート調査結果によると、今後、学童保育を利用するかについて、「利用する」と「できれば利用したい」が合わせて4割弱となっています。

利用を希望する場合、どの学年の利用を希望するかについては、「小学校1年生」は90%以上に上っており、「小学校2年生」では約50%に減少するものの、「小学校6年生」でも20%弱の希望があります。

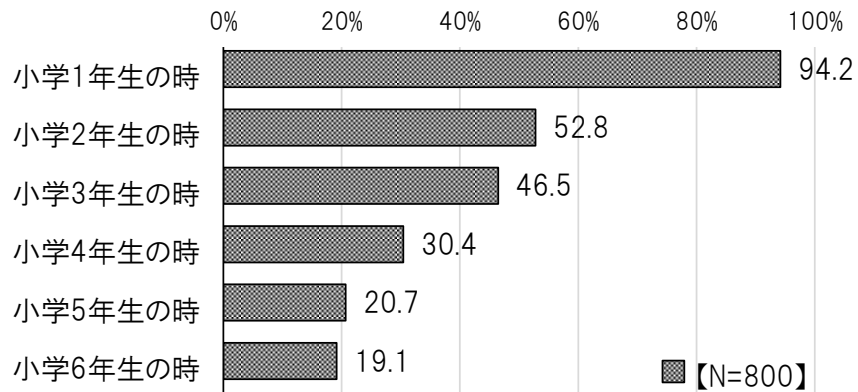
利用を希望する曜日等については、「平日の放課後」が92.7%、「土曜日」が26.5%、「日曜日・祝日」が8.9%、「長期休業中」が82.9%であり、平日・長期休業中の利用希望が特に多くなっています。

<学童保育所の利用意向>



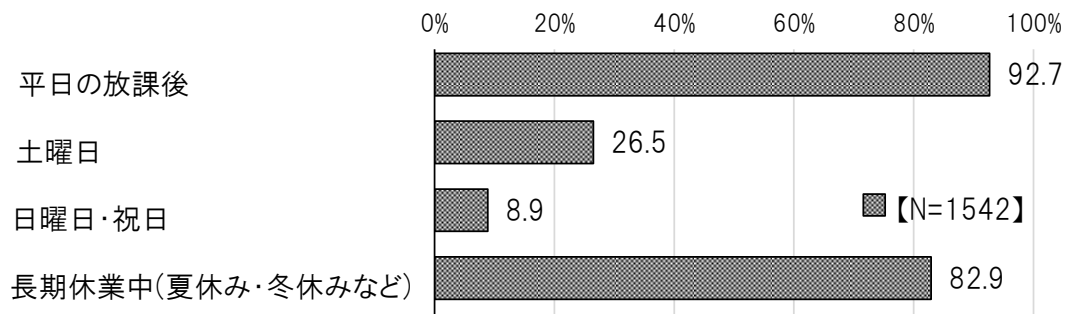
資料：四日市市学童保育所等の利用に関するアンケート調査

<学童保育所の利用を希望する学年(利用を希望する人のみ)>



資料：四日市市学童保育所等の利用に関するアンケート調査

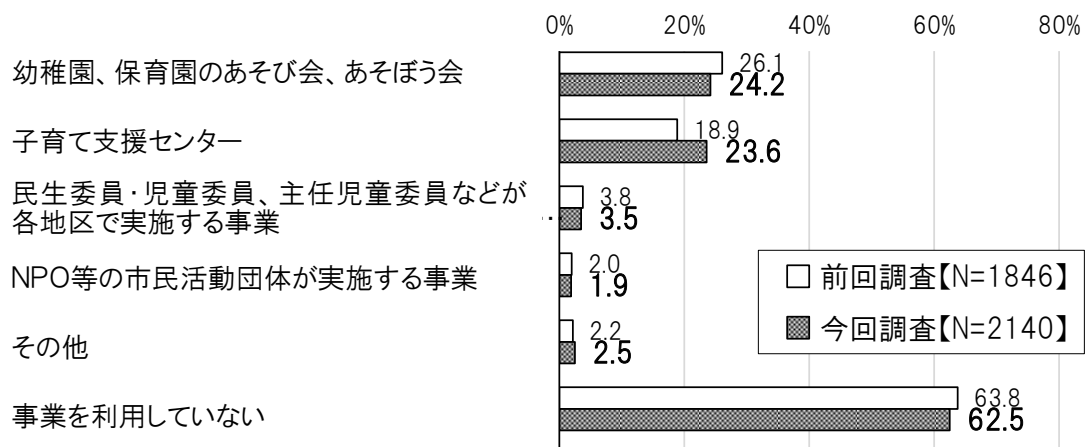
<学童保育所の利用を希望する曜日(利用を希望する人のみ)>



資料：四日市市学童保育所等の利用に関するアンケート調査

⑧ 親子の交流や相談等事業の利用の状況

アンケート調査結果によると、子育て親子の交流や育児に関する相談、子育て情報の提供などを行う事業の利用状況は、身近な地域で実施する「幼稚園や保育園のあそび会、あそぼう会」や「子育て支援センター」の利用が多くなっています。一方、「事業を利用していない」人は、6割強となっています。前回調査と比べ、大きな変動は見られませんが、子育て支援センターの利用が増加しています。

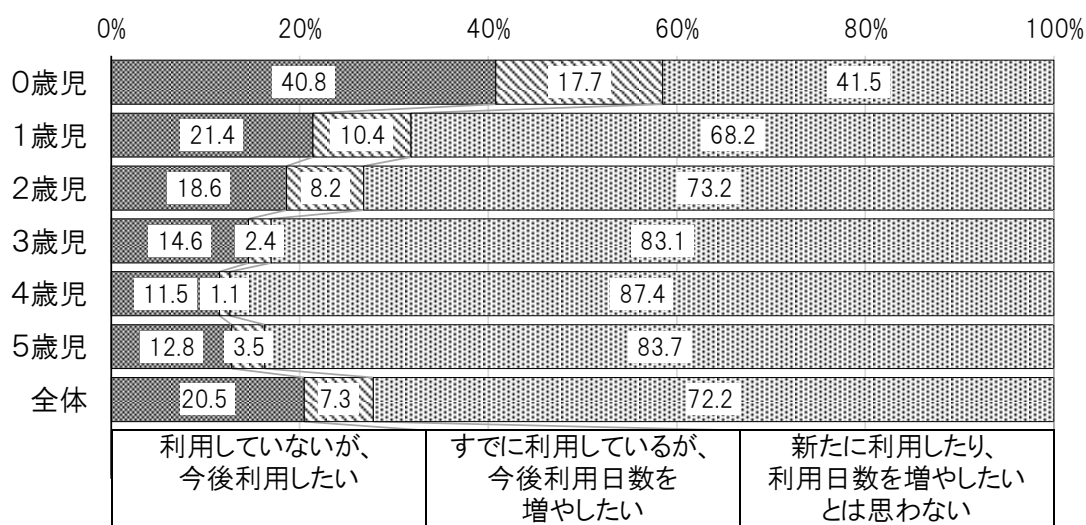


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

アンケート調査結果によると、今後、地域の子育て支援センターを利用したいかどうかについては、「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が合わせて30%弱となっています。

年齢別にみると、『0歳』では「利用していないが、今後利用したい」が40%を上回り、また、『0歳』『1歳』では「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」も10%強という結果になっています。一方、1歳になると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」人は6割超となり、年齢が大きくなるにつれて、利用意向が少なくなっています。

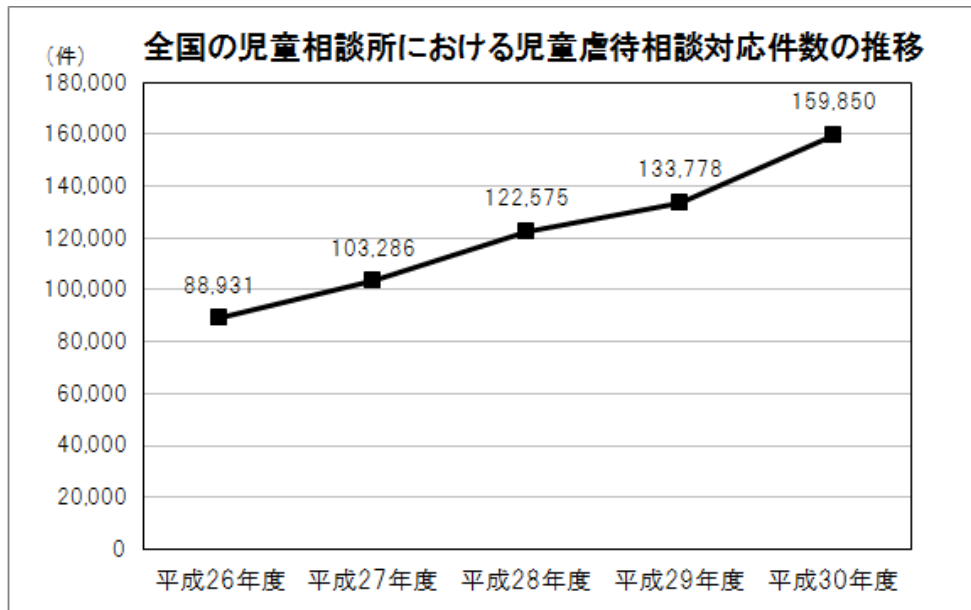
<子育て支援センターの利用希望（年齢別）>



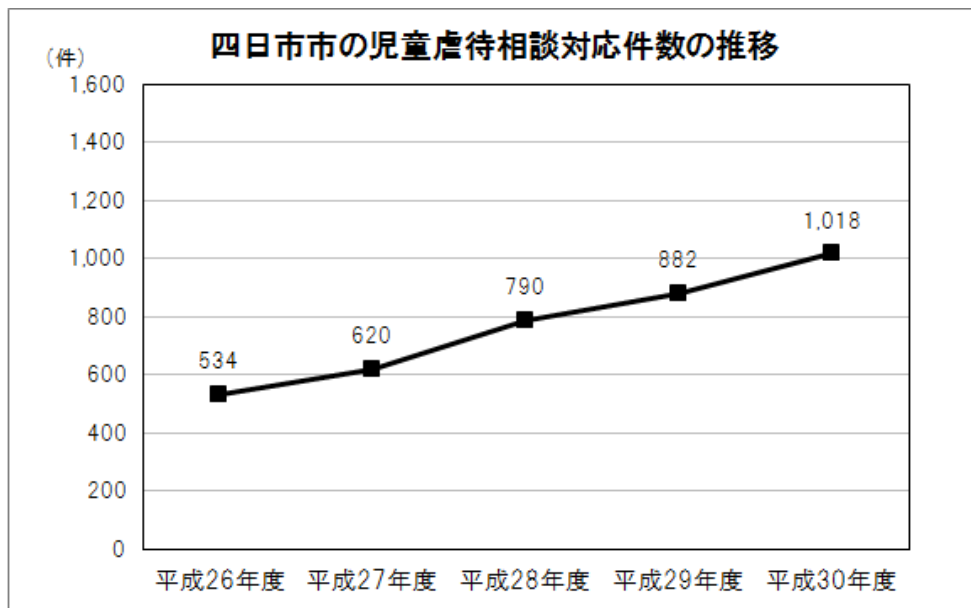
資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

⑨ 児童虐待相談対応の状況

全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は一貫して増加しており、本市においても相談対応件数は同様に年々増加し続けています。



資料：厚生労働省



資料：こども未来部こども保健福祉課

(10) 子育ての環境や支援に関する保護者の意見

アンケート調査結果から保護者の意見を見てみると、子どもの保育サービスの充実や、安全に遊ばせられる場所の整備、子育てにかかる費用などが上位を占めています。

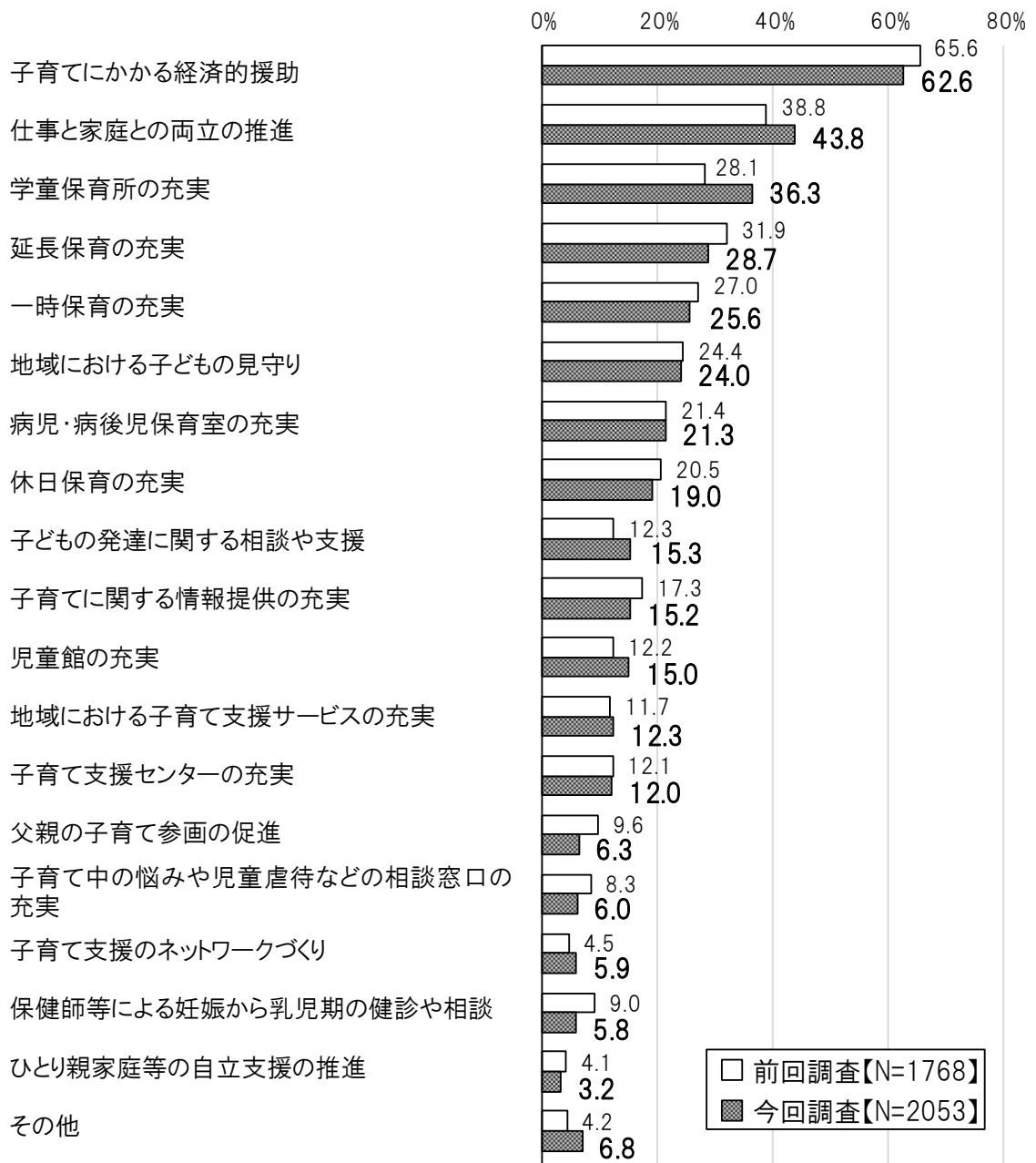
なお、これらの内容については、保護者を対象に実施したワークショップにおいても同様の意見が寄せられました。

アンケート調査における自由記述 (20件以上寄せられたものを抜粋)	件数	ワークショップでの意見 (アンケート結果に関連するものを抜粋)
待機児童の解消、保育園の受け入れ拡大	65	● 保育園に入りづらい。途中入園は難しいし、求職中などの理由では難しいといわれる。
公園の整備	53	● 安心して遊べる場所がなく、近くに公園がない。あっても自由に遊べない。
医療費助成の充実(窓口負担無料化の対象年齢の延長、所得制限の撤廃 など)	51	
一時保育事業の充実	45	● 少しの時間だけ預けたいが、一時保育がいっぱいだし、保育料も高い。
経済的支援の充実、所得制限の撤廃など	45	
入園条件の見直し(求職時や出産時の受け入れ、兄弟姉妹は同じ園に)	41	● きょうだいと同じ保育園に入れなかった。
保育料の見直し(高い、不公平 など)	35	● 保育料が高いので仕事をしても割に合わない。
子育てしながら働きやすい環境(職場の理解 など)	35	● 妊娠しても仕事が忙しく、休みづらかった。時差出勤などの制度があっても実際には使えなかった。
3年保育の実施	30	● 地域とのつながりを考えると公立幼稚園が希望だが、3歳児保育がない。
子育て支援に関する情報提供の充実	29	● 市外から転勤してくると、どこに行けば同年齢の子をもつお母さんたちに出会えるのかわからない。
育休退園の解消	28	● 育休時に上の子が退園しないといけないのが大変である。
小学校以降の子育て支援の充実	27	● 学童保育の情報がなく、地域による差がある。
病児・病後児保育事業の充実	22	● 病児保育は時間帯が使いづらい。
予防接種費用の助成	21	● 予防接種が充実すると良い。
保育士について(増員、質の向上、待遇改善 など)	21	● 園でのようすがわからない。バスで送迎だと担任の先生とも会わない。

(11) 子育てに関して市に期待すること

アンケート調査結果によると、今後、市に期待する施策は、「子育てにかかる経済的援助」が最も多く、6割強になっています。次いで、「仕事と家庭との両立の推進」がいずれも4割強となっています。前回調査と比較すると、順位に大きな変動はないものの、「子育てにかかる経済的援助」がやや減少し、「仕事と家庭との両立の推進」や「学童保育所の充実」が増加しています。

<今後、市に期待する施策>



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもと子育てにやさしいまち四日市

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。

子ども・子育て支援法のもと、子ども・子育て支援新制度における施策の展開にあたっては、「子どもの最善の利益」を基本として、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要です。

本市では、これまで「四日市市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」に基づいて、子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援を行うことにより、子育て世代が安心して暮らせるまちづくりをめざして施策を進めてきましたが、第2期計画においても、基本理念『子どもと子育てにやさしいまち四日市』を継承しつつ、質の高い就学前教育・保育及び子ども・子育て支援の充実を図るための施策をより一層推進します。

2 基本方針

本計画は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえるとともに、「第1期四日市子ども・子育て支援事業計画」を継承し、以下の方針のもとで推進します。

1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたって 子どもの健やかな成長をはぐくみます

子ども・子育て支援法が目的とする「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立って、すべての子どもが健やかに育まれる環境づくりを進めます。

2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます

子どもが健やかに成長し、豊かな人間性を形成するうえで、家庭における子育て・教育は原点であり、出発点であるとの基本的な考えのもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、家庭の子育て力を高め、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めます。

3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、また、子どもの数の減少や異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況の中、子どもが安心して生まれ、子ども同士の関わり合いの中で育ち合うことができるよう、また、子育て家庭が孤立せず、負担や不安を軽減できるよう、男女が互いに尊重しあい共同して子育てを行う意識を高めるとともに、家庭、学校、保育園、幼稚園、こども園、地域社会、企業、行政など、あらゆる社会の構成員が役割を果たし、連携と協力のもとで子どもの成長と子育てへの支援を進めます。

3 基本目標

基本理念「子どもと子育てにやさしいまち四日市」の実現に向けて、3つの基本方針のもとでめざす3つの基本目標を柱として施策を展開します。

基本目標 1

みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の教育・保育の提供体制や成長過程に応じた質の高い教育・保育環境を推進するとともに、すべての子育て家庭を対象とした多様な子育て支援サービスの充実を図り、子育ての負担や不安、孤立感の軽減を図ります。また子どもの人権を尊重し理解を深めるとともに、他者との関わりの中で、子どもの主体性、社会性を養い、子どもの心身の健やかな成長と子育て家庭を社会全体で支えるまちをめざします。

基本目標 2

親と子が安心して自立した生活を送れるまち

障害、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要な子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行うことにより、すべての親と子が安心して自立した生活を送れるまちをめざします。

基本目標 3

安心して子どもを産み育てられるまち

妊娠・出産期からの途切れのない保健施策を推進することにより、親と子の健康を確保するとともに、妊娠や出産、育児に対する不安や負担、孤立感を解消し、安心して子どもを産み育てられるまちをめざします。

第3章 子ども・子育て支援の取り組み・事業

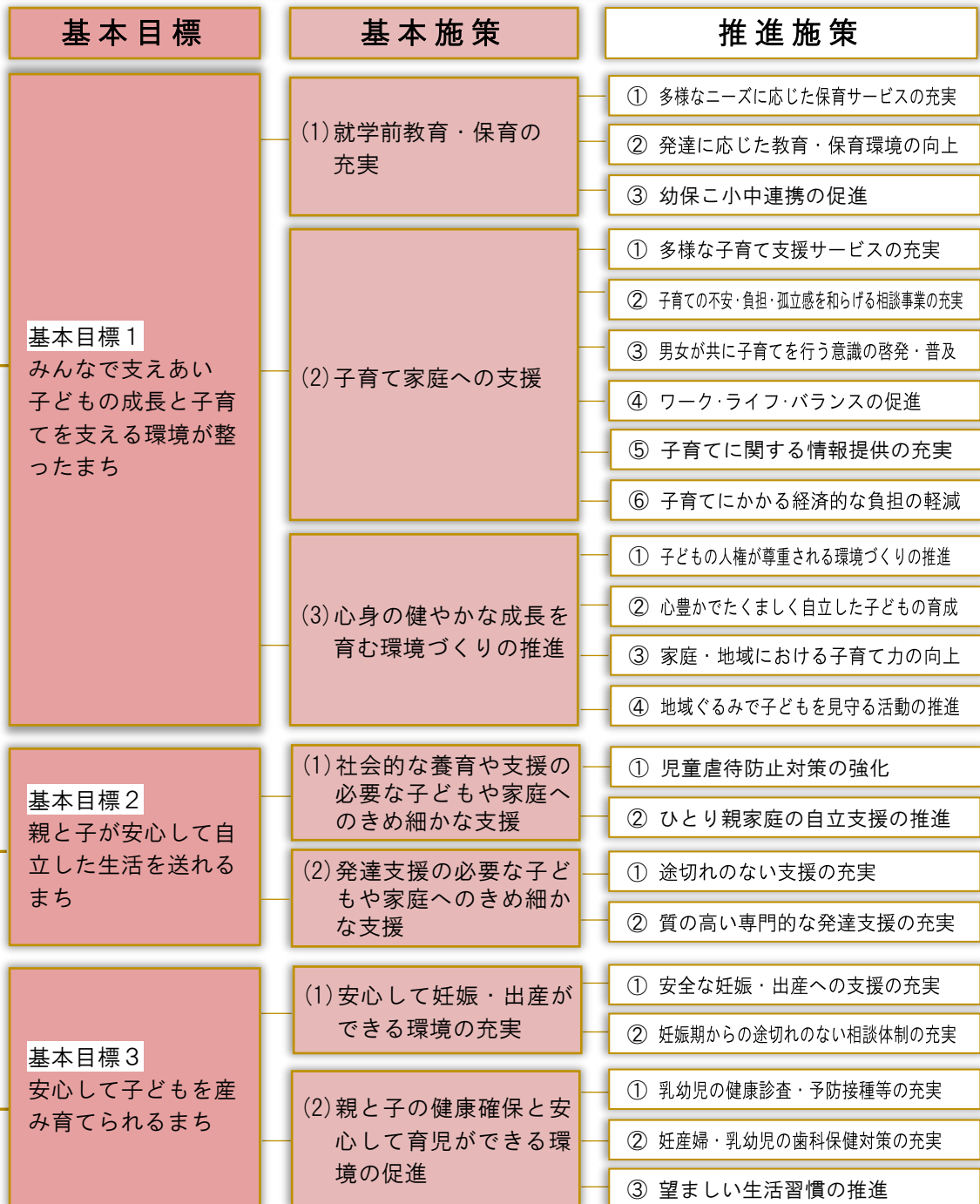
1 施策の体系

基本理念

子どもと子育てにやさしいまち四日市

基本方針

- 1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたつて 子どもの健やかな成長をはぐくみます
- 2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます
- 3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます



2 施策の展開

基本目標
1

みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える
環境が整ったまち

(1) 就学前教育・保育の充実

現状と課題

20歳代後半から30歳代の女性の労働力人口の割合が年々上昇している中、本市でも就労する母親の割合が上昇傾向となっており、今後の就労意向も高くなっています。

また、子育て世帯の核家族化やパートタイムをはじめとした就労形態の多様化、国際化の進展に伴い、保育サービスに対するニーズも多様化しています。

こうした状況の中、平成27年度に開始された子ども・子育て支援新制度では、入所要件が緩和されたこともあり、保育園の入園希望者が増加し、主に0～2歳児の低年齢児による待機児童が多く生じたため、第1期計画期間においては、認可保育園や地域型保育事業所を新設したほか、既存園における利用定員の見直しにより、保育の受入れ枠の拡大に取り組んできました。また、私立幼稚園による預かり保育等の全園実施や私立保育園による延長保育や一時保育等の実施園拡大のほか、病児保育室を新たに2か所設置するなど、多様な保育ニーズに対応できるよう支援の拡充に取り組みました。

一方、公立幼稚園の園児数は10年前と比較すると半減しており、公立幼稚園における適切な集団規模での教育環境を確保するために、第1次公立幼稚園の適正化計画を平成28年1月に策定し、園児数が著しく減少している公立幼稚園と保育園による認定こども園化に向けた再編の整備を進めてきました。

子ども・子育て支援新制度の開始以降、低年齢児の保育の利用希望が全国的に増加し、量的な拡大が図られる一方、保育を取り巻く状況や子どもの育ちをめぐる変化を踏まえ、また幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを考慮し、平成29年3月に行われた幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の同時改正によって、幼児教育の整合性が図られ、平成30年4月から施行されました。本市では、平成30年度に保育園、幼稚園、こども園に共通の「乳幼児教育・保育ビジョン」を策定し、年齢別のカリキュラムで教育・保育の実施に取り組んでいます。

一方、平成30年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、共働き家庭の増加に伴い保育園のニーズや幼稚園の預かり保育等へのニーズも高く、延長保育や休日保育、病児保育への期待も高くなっているほか、公立幼稚園での3歳児保育の実施や入所要件の見直しを期待する声も多くありました。

こうした中において、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化による保護者の動向や今後の人口動態等も見据えながら保育園、幼稚園、こども園、地域型保育事業所における適正な受入れ枠を確保していくとともに、保育の人材を確保していく必要があります。

とりわけ、幼児期における教育・保育は、小学校教育への「学び」につなげるための基礎を

培う大切なものであることから、公私立の保育園・幼稚園・こども園、小学校との連携を図りながら、幼児期のおわりまでに育ててほしい姿を見据えて、就学前教育・保育の質のより一層の向上に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

① 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

- ▶ 共働き家庭は年々増加し、母親の就労意向も依然として高い状況であることに対応するため、幼児教育・保育の無償化による保護者の動向や今後の人口動態等も見据えながら就学前教育・保育における適正な受入れ枠の確保に取り組めます。
- ▶ 保育の受入れ体制の充実を図るため、安定した継続雇用や新たな人材の確保に向けた取り組みを進めます。
- ▶ 就労形態の多様化や子育てをめぐる環境の変化に対応するため、病児保育室や一時預かり、休日保育など多様な保育サービスの充実を図ります。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
適正な受入れ枠の確保	【拡充】 就学前教育・保育における適正な受入れ枠について検討を進めながら、保育園、幼稚園、こども園、地域型保育事業所において受入れ枠を確保していきます。	保育幼稚園課
保育所延長保育事業	保護者の多様化する勤務時間や通勤時間などに対応するため、開所時間を超えた延長保育を実施します。	保育幼稚園課
保育所休日保育事業	【拡充】 日曜日・祝日に勤務する保護者の増加に対応するため、認可保育所における休日保育の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
保育所一時保育事業	【拡充】 保護者の育児疲れや急病等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に利用できる一時保育の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
私立幼稚園預かり保育・一時預かり事業	保護者に対する育児支援及び子どもの健全育成を図るため、通常保育終了後に在園児の一時預かりを実施します。	保育幼稚園課
病児保育事業	【拡充】 市内医療機関の協力を得ながら、新たな開室や定員の拡充、開室時間等について検討を進めていきます。	こども未来課
認可外保育施設への支援	認可保育所での保育の実施が困難な児童を受け入れる認可外保育施設を対象に支援を行います。	保育幼稚園課
事業所内保育への支援	企業が整備する認可を受けた事業所内保育に対して支援を行います。	保育幼稚園課

取り組み・事業	実施概要	担当課
保育士等人材確保事業	【新規】 民間保育所の保育士等の処遇改善の拡充を図るほか、市内保育所で働く意欲をもった学生に対する修学資金貸付制度を創設し、保育士の人材確保及び定着を図ります。	保育幼稚園課

第2回会議での主な委員意見

- 修学資金貸付制度は良い制度であるが、保育所に限定せず、幼児機関にも広げていただきたい。

② 発達に応じた教育・保育環境の向上

- 幼児期における適切な集団規模での教育が困難な公立幼稚園については、認定こども園においてその役割を保障していきます。
- 質の高い就学前教育・保育を提供するため、保育士や幼稚園教諭、保育教諭の資質向上や将来の人材育成を見据えた研修体制の構築に取り組むとともに、保育園・幼稚園・こども園の相互理解を高めるために合同研修の充実を図ります。
- 園での遊びを通して、「学びの芽生え」から「自覚的な学び」へとつながるよう子どもの発達に応じたカリキュラムで保育を実践し、小学校以降の生活や学びの基礎となる力を育成します。
- 特別な支援が必要な子どもへの多様な対応が求められているため、保育士や幼稚園教諭、保育教諭の専門的な知識を習得する研修の充実を図ります。
- 保育園や幼稚園、こども園施設の整備・改修及び維持管理を行い、良質な環境で子どもたちの保育を提供します。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
適切な集団規模における教育環境の確保	幼児期における適切な集団規模での教育が困難な公立幼稚園については、認定こども園においてその役割を保障していきます。	保育幼稚園課
保育士・幼稚園教諭・保育教諭の経験に応じたステージ別研修	保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資質向上を図るため、職種や年代ごとの課題に対応した研修の充実を図ります。	保育幼稚園課
保育園・幼稚園・こども園合同研修	就学前の教育・保育について、保育園・幼稚園・こども園の相互理解を一層進めるため、保育士・幼稚園教諭・保育教諭の合同による研修の充実を図ります。	保育幼稚園課
年齢別カリキュラムに応じた教育・保育	【充実】 乳幼児教育・保育ビジョンに応じた年齢別カリキュラムのもと、子どもの健やかな育ちを中心に就学前教育・保育の充実を図ります。	保育幼稚園課

取り組み・事業	実施概要	担当課
特別支援保育・教育の研修	【充実】 特別な支援が必要な子どもへの多様な対応が求められる中、保育士や幼稚園教諭、保育教諭の専門的な知識の習得を図るため、研修内容を充実させていきます。	保育幼稚園課
大学との連携による保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資質向上研修事業	【新規】 大学との連携協定を締結し、将来の人材育成を見据えた公私立の保育園や幼稚園、こども園における職員の研修体制を構築していきます。	保育幼稚園課
就学前こども芸術・文化体験事業	【新規】 子どもたちの可能性を引き出し、豊かな感性を育むため、就学前の保育園・幼稚園・こども園の在園期間に質の高い芸術・文化に触れることのできる機会の提供について検討していきます。	保育幼稚園課
公立保育園・幼稚園・こども園の施設改修等の整備	公立保育園・幼稚園・こども園の施設の整備・改修及び維持管理を行い、保育・教育環境の向上を図ります。	保育幼稚園課
私立保育園の施設改修等の整備	私立保育園の施設の整備・改修等に要する経費の一部補助を行い、保育・教育環境の向上を図ります。	保育幼稚園課

③ 幼保こ小中連携の促進

- ▶ 公私立の保育園・幼稚園・こども園、小学校との連携を生かした「学びの一体化」を推進し、職員交流をはじめとした合同研修や公開保育等による情報の交換・共有や、就学前教育・保育における遊びや体験を通じた学びの連続性を重視し、小学校への円滑な接続に取り組めます。
- ▶ 発達障害等早期支援事業「プロジェクトU-8事業」や就学相談、巡回相談を実施し、発達障害等の子どもと保護者を対象にした就学前からの途切れのない支援を推進します。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
公私立の保育園・幼稚園・こども園、小学校との連携	【拡充】 公私立の保育園・幼稚園・こども園、小学校との連携を生かした「学びの一体化」を推進し、小学校への円滑な接続を図ります。	保育幼稚園課 指導課
就学前から中学校卒業時までの一貫した新教育プログラムにおける学び	【新規】 新教育プログラムの6つの柱に基づいた就学前から義務教育段階への系統的で一貫した学びを進めます。	保育幼稚園課 指導課
中学校区での防災訓練（幼保こ中連携）	各校園が連携し、合同訓練等実状にあった訓練を多様な方法で実施します。	指導課
保育実習・職場体験活動（幼保こ中連携）	中学校家庭科における保育の体験実習及び中学校職場体験学習を保育園や幼稚園、こども園で実施します。	指導課
英語指導員による外国語活動	幼稚園に英語指導員を学期に1回程度派遣し、英語の楽しさを体感させながら国際理解教育の充実を図ります。	指導課

取り組み・事業	実施概要	担当課
発達障害等早期支援事業（プロジェクトU-8事業）	（基目2-基施(2)-推施①より再掲）	こども発達支援課
就学相談・巡回相談支援事業	（基目2-基施(2)-推施①より再掲）	こども発達支援課 教育支援課

第2回会議での主な委員意見

- 「小学校との連携」「スタートカリキュラムを活用した学びの基礎」については、公私立の保育園・幼稚園・こども園で進めていくにあたっては「拡充」と表記していただきたい。

(2) 子育て家庭への支援

現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化をはじめ、働く女性の増加による共働き家庭の増加など、社会経済情勢は日々変化しています。一方で、産後に女性が職場復帰する割合は5割程度に改善しているものの、非正規社員の就労継続は特に厳しい状況となっているほか、男性で子育て期にある30代～40代の長時間労働の割合が依然として高く、育児休業の取得割合も職場の雰囲気、職場への遠慮、キャリア形成への不安から、極めて低い水準が続いています。

こうした子育てをめぐる環境の中で、悩みを相談できる人が身近におらず、日々の子育てに対する負担や不安をひとりで抱える保護者も多くなっています。

本市では、子ども・子育て支援新制度のもと、保護者の都合や緊急時をサポートする一時的な預かりや養育支援、さらには学童保育所への支援など、家庭や地域、関係機関・団体との連携を図りながら、安心して子育てができるよう多様な子育て支援の充実に取り組んできました。

また、これまでも、保育園・幼稚園における「あそぼう会・あそび会」や市内各所の子育て支援センターにおける未就園児家庭への育児相談や交流、また父親の子育てへの参画意識を高める講座の実施などの子育て支援を行ってまいりました。さらに、第1期計画期間においては、就労状況にかかわらず、気軽に相談できる窓口として市内施設5か所に子育てコンシェルジュを配置するとともに、全市的な施設として土日・祝日も利用できるこども子育て交流プラザを開設したほか、第3子以降にかかる保育料の無償化や子ども医療費助成の対象年齢引き上げにより子育てにかかる経済的負担の軽減を図るなど、保護者に寄り添った支援に取り組んでまいりました。

一方、アンケート調査では、前回実施した平成26年度の調査より減少しているものの依然として「子育てにかかる経済的援助」を期待する声が一番多く、そのほか「一時保育の充実」「学童保育の充実」や「仕事と家庭との両立の推進」「子育てしながら働きやすい環境」などを期待する声が多くありました。特に学童保育所の充実に期待する保護者の割合は前回調査よりも高くなっていますが、こうした声を踏まえながら、子育ての経済的負担の軽減に努めていくとともに、子育てしながら働きやすい環境づくりを行政・地域・企業が一体となって進めていく必要があります。

また、社会経済情勢の変化に伴い子育てをめぐる環境も大きく変化していくことから、子どもの成長に喜びを感じながら子育てができるよう、子育てに対する負担、不安、孤立感を軽減できる支援の充実に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

① 多様な子育て支援サービスの充実

➤すべての子育て家庭を対象に、家庭や地域、関係機関・団体との連携を図りながら、安心して子育てができるよう多様な子育て支援サービスの充実に取り組みます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	事業の認知度と相互援助活動の理解を高めるための一層の周知を図るとともに、 <u>援助会員の確保</u> につながるインセンティブなどの検討を進めていきます。	こども未来課
子育て支援センター事業	【拡充】 第1次公立幼稚園の適正化計画に基づき現在進められている認定こども園に併設型の子育て支援センターを設置していきます。	こども未来課
保育園や幼稚園における地域の子育て支援	園の開放や、親子や子ども同士の交流、地域交流、育児の相談などを通して、幼稚園・保育園に入園していない地域の子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援します。	保育幼稚園課
保育所一時保育事業	(基目1-基施(1)-推施①より再掲) 【拡充】 保護者の育児疲れや、急病等より家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に利用できる一時保育の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
第2子以降子育てレスパイトケア事業	第2子以降の子どもの出産後における保護者の心身の負担軽減を図るため、生まれた子の兄・姉を産後12か月までの間に市内の認可保育園に一時的に預けたときに一時保育の利用料が2回まで無料になる「保育無料券」を発行します。	こども未来課
私立幼稚園預かり保育・一時預かり事業	(基目1-基施(1)-推施①より再掲)	保育幼稚園課
病児保育事業	(基目1-基施(1)-推施①より再掲) 【拡充】 市内医療機関の協力を得ながら、新たな開室や定員の拡充、開室時間等について検討を進めていきます。	こども未来課
学童保育所への支援	【拡充】 ・研修制度の再構築を進め保育の質の向上を図るとともに、指導員の処遇改善を進め安定した継続雇用と新たな人材確保に向けた支援の充実を図ります。 ・運営主体の負担の軽減を図る方策の検討を進めるとともに、継続的に巡回訪問を実施して、個々の諸課題の解消に向けた支援に取り組みます。 ・学校施設をはじめ、学校周辺の公共施設の利活用を推進するとともに、利用児童数の増加に対応した受入れ枠拡大への支援に取り組みます。	こども未来課

取り組み・事業	実施概要	担当課
子育て支援ショートステイ事業	家庭で一時的に養育が困難となった場合や、緊急一時的に保護を必要とする場合等に、施設において子どもを一時的に養育又は保護を行います。	こども保健福祉課
養育支援訪問事業	(基目2-基施(1)-推施①より再掲)	こども保健福祉課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	(基目2-基施(1)-推施②より再掲)	こども保健福祉課

② 子育ての負担・不安・孤立感を和らげる相談事業の充実

▶保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもの成長に喜びを感じながら子育てができるよう、保護者に寄り添ったきめ細かな相談・助言など支援体制の充実に取り組みます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
利用者支援事業	【充実】 利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）の間で情報共有や連携体制の充実を図り、それぞれの家庭に合った子育て支援情報の提供や相談、助言等を行うとともに、 <u>子どもや親子が安心して活動や交流等ができる拠点的な施設への新たな配置を検討していきます。</u>	こども未来課
家庭児童相談室における相談事業	【充実】 専門職の増員を含めた組織の体制強化に努め、育児や家族、虐待などの子どもの家庭問題に関する相談を実施するとともに、「子ども家庭総合支援拠点」を設置して、在宅支援を中心とする専門的な支援を実施していきます。	こども保健福祉課
子育て支援センターにおける相談事業	市内各所に設置された子育て支援センターの保育士が、未就園児家庭の子育ての不安や悩みに寄り添った相談支援を行います。	こども未来課
地域に出向いて実施する保健師・栄養士相談事業	子育て支援センターや保育園のあそぼう会のほか、地域で行われる子育て支援事業や子育てサロン等に保健師や栄養士等が出向き、育児等の相談を行います。	こども保健福祉課
母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の生活相談	(基目2-基施(1)-推施②より再掲)	こども保健福祉課
子どもの発達に関する相談支援	(基目2-基施(2)-推施①より再掲)	こども発達支援課
就学相談・巡回相談支援事業	(基目2-基施(2)-推施①より再掲)	こども発達支援課 教育支援課
障害児相談支援事業	(基目2-基施(2)-推施②より再掲)	こども発達支援課

取り組み・事業	実施概要	担当課
民生委員・児童委員による相談	地域の中での身近な相談窓口として、民生委員・児童委員が生活の中での困りごとや悩みごとに関する相談・助言を行います。	健康福祉課
青少年育成室における青少年とその家庭の悩み相談事業	生活・友人関係・問題行動・非行等に関する青少年やその家族の悩み相談を実施します。	こども未来課
地域の青少年相談員による相談事業	学校や関係行政機関、地域の青少年育成団体が連携し、継続して指導が必要な子どもや家族への相談、助言、指導を行います。	こども未来課

③ 男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及

➤子育ては男女が共に行うものといった風潮を高められるよう、男性を対象とした講座やパパママ教室等において積極的なパパの育児参加を促します。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
父親の子育てマイスター養成講座	父親の子育てに関する養成講座を実施し、育児を楽しむ気持ちや育児への参画意識を高めるとともに、職場での意識向上につなげてもらえるよう養成講座の展開を図ります。	こども未来課
育児学級「パパママ教室」	(基目3-基施(1)-推施①より再掲)	こども保健福祉課
学習機会提供事業	親子を対象とした講座を開催し、子どもや保護者に対して男女共同参画の啓発を図ります。	男女共同参画課

④ ワーク・ライフ・バランスの促進

➤子育て家庭が子育てしながら働きやすい職場環境の整備を推進するため、育児休業等の制度やハード整備に向けた支援に取り組みます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
企業への働きやすい環境づくりの啓発	四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰制度を活用し、企業等に対して各種制度の導入を促すことで、子育て支援環境の充実を啓発します。	商工課
企業への働きやすい環境づくりの支援	【新規】仕事と子育ての両立がしやすい職場環境構築のためのソフト整備及びハード整備を支援していきます。	商工課
ワーク・ライフ・バランス推進事業	ワーク・ライフ・バランスを進めるため、企業に対し外部講師による出前講座等を実施します。	男女共同参画課
事業所内保育への支援	(基目1-基施(1)-推施①より再掲)	保育幼稚園課
就労中の妊産婦の健康管理の啓発	母子健康手帳交付時に、就業中の妊婦に対し、母性健康管理指導事項連絡カードの周知を行い、安全な妊娠・出産のための健康管理について啓発します。	こども保健福祉課

⑤ 子育てに関する情報提供の充実

➤子育て支援センターや保育園・幼稚園・こども園といった地域の身近な子育て支援施設等を活かし、子育てに関するきめ細かな情報提供に努めるとともに、それぞれの家庭に合った必要な情報が的確に伝わるよう、分かりやすい情報の積極的な発信に努めます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
利用者支援事業	(基目1-基施(2)-推施②より再掲) 【充実】 利用者支援専門員(子育てコンシェルジュ)との間で情報共有や連携体制の充実を図り、それぞれの家庭に合った子育て支援情報の提供や相談、助言等を行うとともに、 <u>子どもや親子が安心して活動や交流等ができる拠点的な施設への新たな配置を検討していきます。</u>	こども未来課
子育て支援センター等における情報提供	子育て支援センターやこども子育て交流プラザ、児童館、保育園・幼稚園・こども園など、地域の身近な子育て支援施設において子育てに関する情報の提供を行います。	こども未来部
各種ツールを活かした情報の発信	市ホームページや広報よっかいち、子育て支援アプリなど、各種ツールを活かした効果的な情報発信に取り組みます。	こども未来部
子育てサークルなどの活動支援事業	子育て支援センターやこども子育て交流プラザにおいて、子育てサークルやボランティアグループの情報を提供します。また、こども子育て交流プラザにおいて貸室を行うことで子育てサークルの活動を支援します。	こども未来課

⑥ 子育てにかかる経済的な負担の軽減

➤子育て世代の将来の子育てに対する不安を和らげ、安心して子どもを産み、育てられるよう、子育てにかかる経済的な負担の軽減に努めます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
幼児教育・保育の無償化	保育園・幼稚園・こども園・地域型保育事業所、認可外保育事業所等において、3～5歳児及び市民税非課税世帯における0～2歳児の保育料を無償化することで、子育て家庭を支援します。	保育幼稚園課
第3子保育料補助・減免	0～2歳児を対象として、第3子以降の保育料を無償化することで、子育て家庭を支援します。	保育幼稚園課
子ども医療費の助成	【拡充】 子どもの疾病の早期発見と早期療養の促進、並びに保護者の経済的負担を軽減するため、窓口負担無料化の対象範囲の拡大について検討していきます。	こども保健福祉課
不妊治療費の助成	(基目3-基施(1)-推施①より再掲) 【拡充】 不妊治療を行っている夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成します。助成にあたっては、 <u>対象範囲の拡大等、制度の見直し</u> を検討していきます。	こども保健福祉課

取り組み・事業	実施概要	担当課
就学援助	市立小中学校に就学することが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、所得基準に応じて学用品費や給食費などの費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
学童保育所保育料の軽減（利用支援補助事業）	学童保育所を利用する就学援助家庭、ひとり親家庭等に対し、保育料の負担軽減を図ります。	こども未来課
児童手当の支給	中学校修了までの児童を養育している方に対して、児童手当を支給します。	こども保健福祉課
養育医療の給付	養育医療対象の乳児に対して、指定医療機関での医療に対し給付を行います。	こども保健福祉課
助産施設利用者への支援	経済的な理由により、助産が必要な妊婦を委託する助産施設に入所させ、これに必要な費用を支給することにより、子育て家庭への支援を行います。	こども保健福祉課
児童扶養手当の支給	（基目 2-基施(1)-推施②より再掲）	こども保健福祉課
自立を支援する就業支援給付	（基目 2-基施(1)-推施②より再掲）	こども保健福祉課
一人親家庭等医療費の助成	（基目 2-基施(1)-推施②より再掲）	こども保健福祉課
不育症治療費の助成	（基目 3-基施(1)-推施①より再掲）	こども保健福祉課
小児慢性特定疾病医療費の申請受付等	（基目 2-基施(2)-推施②より再掲）	こども保健福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	（基目 2-基施(2)-推施②より再掲）	こども保健福祉課
育成医療の給付	（基目 2-基施(2)-推施②より再掲）	こども保健福祉課
特別児童扶養手当の申請受付等	（基目 2-基施(2)-推施②より再掲）	こども保健福祉課
障害児福祉手当の支給	（基目 2-基施(2)-推施②より再掲）	障害福祉課
市重度障害者（児）手当の支給	（基目 2-基施(2)-推施②より再掲）	障害福祉課
障害者医療費の助成	（基目 2-基施(2)-推施②より再掲）	障害福祉課
補装用具の支給	（基目 2-基施(2)-推施②より再掲）	障害福祉課
日常生活用具の給付	（基目 2-基施(2)-推施②より再掲）	障害福祉課

(3) 心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進

現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い子育てをめぐる環境が変化する一方で、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。子ども・子育て支援法が目的とする「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立って、家庭、地域、学校において、すべての子どもが充実感や存在感をもち、将来の夢と希望の実現に努めることができるよう支援していくことが求められています。

本市では、子どもたちに人権意識が育まれるよう、保育園・幼稚園・こども園・学校での学習のほか、指導者や保護者等に対し、地域ぐるみでの人権教育の啓発・普及を図ってきましたが、今後もより一層、社会全体における子どもの人権に対する理解を深めていくことが必要です。

子どもの成長過程においては、身近にいる親の愛情を十分に受けて育つことができる環境が大切です。そのためには、親としての子育ての責任と役割を果たし、日々成長する子どもの姿に喜び、楽しさを実感できるよう、社会全体で子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる支援が必要です。

また、子どもが心豊かにたくましく成長できるよう、様々な学習や体験、交流を通し、自らが考え、行動する力等を育むことができる機会や放課後等に安心して過ごせる環境を確保するとともに、大人たちはその子どもたちを温かく見守り続けていく必要があります。

こうした中、第1期計画期間においては、すべての小学校区に学童保育所が設置され、また、児童館機能を併せ持ったこども子育て交流プラザの開設や、移動児童館の強化を図るなど、子どもたちの様々な学習や体験、交流活動の場の充実に取り組んできましたが、アンケート調査では、学童保育所の充実や小学校入学以降の子育て支援に期待する声も多く、今後も子どもたちが安心して過ごせる環境の一層の充実が求められています。

一方、スマートフォンの普及に伴うインターネットを介したトラブルや犯罪、また、登下校時や放課後における痴漢・連れ去り・つきまといなどの被害が全国的にも発生している昨今、地域における子どもの見守りに期待する声も多く、地域や関係機関・団体等と連携し、地域ぐるみで子どもたちを見守っていく活動を推進していくことが必要です。

施策の方向性

① 子どもの人権が尊重される環境づくりの推進

➤子どもたちに人権意識が育まれるよう保育園・幼稚園・こども園・学校での人権教育に取り組むほか、あらゆる機会を通じて、子どもの人権に対する指導者や地域、家庭等の理解を深める意識啓発に取り組めます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
保育園・幼稚園・こども園での人権教育	幼児期の子どもたちが人権感覚を育むことができるよう園での人権教育や啓発を推進します。	保育幼稚園課
保育園・幼稚園・こども園での職員や保護者への人権研修	人権研修を通し自らの保育の実践を振り返る中で、人権意識に関する認識と専門性をさらに高めていきます。また、保護者に対しても人権を身近に感じられるよう人権講座による意識啓発を図ります。	保育幼稚園課
児童虐待防止啓発の実施及び研修会等	【充実】 虐待防止に向けた市民へのパンフレットの配付やポスターの掲示など、啓発活動を促進し理解を深めるとともに、関係機関の対応力の向上のための研修会等を開催し、取組の強化を図ります。	こども保健福祉課
各地区人権・同和教育推進協議会のイベント等の自主事業の開催支援	各地区人権・同和教育推進協議会が開催するイベント、学習会、研修会等への教材や講師の紹介、指導・助言など、自主事業の開催支援を行い、各地域での人権教育・啓発活動の充実を図ります。	人権センター
子どものための出前講座等	保育園・幼稚園・こども園、学童保育所等からの申し出を受け、ビデオ等を使い、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどを学ぶ出前講座を実施します。	人権センター
学校人権教育リーダー育成研修会	学校における人権学習や教職員・PTA研修会、「子ども人権フォーラム」等のファシリテーター（促進役）を担う教職員を育成します。人権教育の中に、メディアリテラシーとのかかわりを位置づけます。	人権・同和教育課
中学校ブロック人権文化創造事業	全中学校区において小中学生を対象にした「子ども人権フォーラム」を実施します。	人権・同和教育課
子ども人権文化創造事業（地域人権教育推進事業）	人権プラザ（児童集会所・乳幼児室）において、子どもや保護者の人権学習、仲間づくりのための活動を実施します。	人権・同和教育課
男女平等教育出前講座事業	希望する保育園・幼稚園・こども園、小・中学校等に対して講師を派遣し、男女平等教育の講座を開催して、子どもや保護者等への啓発を図ります。	男女共同参画課
民間企業における人権意識の啓発を支援	市内事業所が中心となり、人権課題の解決に向けた取組を推進するために結成された四日市人権啓発企業連絡会の活動を支援することで、民間企業の人権意識の啓発を促します。	商工課

② 心豊かでたくましく自立した子どもの育成

- 子どもたち自らが考え、行動する力等の育成を図るため、様々な学習や体験・交流活動の機会の提供に努めます。
- 子どもたちが放課後等に、安心して過ごすことができ、活動や交流等ができる拠点となる環境の確保に取り組みます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
子どもの生活リズム向上事業	「早ね早おき朝ごはん」推進運動のもと、モデル園・校を指定し、子どもの生活習慣の確立や向上に向けて、保護者や園・学校等が連携して取組を進めます。	こども未来課
児童館・移動児童館・こども子育て交流プラザにおける体験活動	【充実】 様々な創作活動、季節の行事、クッキング、戸外遊びを通して心身の健やかな成長を図り、社会性や創造性の育成を支援します。また、こども子育て交流プラザといった拠点的な施設の拡充も視野に入れた検討を行っていきます。	こども未来課
乳幼児期における芸術文化体験	【新規】 保護者と乳幼児が一緒に生の音楽に触れることができるコンサートを開催するなど、乳幼児期から音楽をはじめとした芸術文化に親しむ機会を提供することで、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化の担い手育成につなげます。	文化振興課
少年自然の家における体験活動	豊かな自然を活かした様々な体験活動を通して、自己判断力、豊かな人間性、たくましい体力を身につけた子どもの成長を支援します。	こども未来課
青少年のリーダーを育成する研修	子ども会活動に関わるリーダー活動に必要な資質と能力の向上を図るためのジュニアリーダーやサブリーダー養成講習会を実施します。	こども未来課
万引き・非行防止教室	子どもを対象として、規範意識の向上を目指した出前講座を実施します。	こども未来課
こども四日市（こどもがつくるこどものまち）	中心市街地を舞台に、職業体験等による「こどもによるこどものためのまちづくり」を実施し、子どもが自ら考え、行動する力等を育むとともに、子ども同士の交流の場を提供します。	商工課
子ども人権文化創造事業（キッズ・スクール）	人権プラザ（児童集会所・乳幼児室）での体験教室や教養・文化・スポーツ活動への支援を行います。	人権・同和教育課
自己実現支援事業（進路・就労につながる出会い・体験活動）	人権プラザを拠点に子どもたちの将来の夢につながるモデルとの出会いや学習・体験活動を実施します。	人権・同和教育課
学童保育所における児童の健全育成	【充実】 児童が安心して過ごせる生活の場として相応しい環境が整えられるよう支援の充実を図っていきます。	こども未来課

取り組み・事業	実施概要	担当課
子どもと若者の居場所づくり事業	勤労者・市民交流センター及び市総合会館内において、軽運動や音楽活動、学習、憩い、語らいの場を提供し、青少年の自主的な活動を支援します。	こども未来課
子ども広場	【充実】 子どもの遊び場を整備する地域の活動に対して、子どもや親子が安心して利用できるよう支援の充実を検討していきます。	こども未来課
子ども人権文化創造事業（子どもの居場所づくり活動支援）	放課後等における人権プラザ（児童集会所・乳幼児室）での自主的な学習や遊びへの支援を行います。	人権・同和教育課
おもちゃ図書館事業	おもちゃを通して、心身に障害のある子の情緒や生活機能の発達を促進させるとともに、健常児との交流が図れるように支援を行います。	こども発達支援課

第2回会議での主な委員意見

- 「子どもの生活リズム向上事業」は、保育の取り組みの見直しになり、また生活リズムは子どもの心身の成長の源になっていくので実施園をもう少し増やしても良いと思う。
- 不登校の子どもの居場所やその親支援も大切である。
- 少年自然の家では様々な体験活動が行われているので、もっとPRしてもいいのではないかな。また、他市や他県の利用も多くあるので市内利用者が優先して申込みができるようにできないか。

③ 家庭・地域における子育て力の向上

➤ 保育園・幼稚園・こども園・学校等と連携して、家庭や地域における子育て力の向上を図ります。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
「家庭の日」啓発事業	イベントや広報よっかいち等を通じて多くの市民に「家族の絆」・「家族のふれあい」を伝える啓発を行い、「家庭の日（毎月第3日曜日）」の定着を図ります。	こども未来課
家庭教育講座委託事業	家庭の教育力向上を目指し、講演会や研修会等による自主学習を保育園・幼稚園・こども園、小・中学校のPTAや保護者会に委託して実施します。	こども未来課
e ネット安心出前講座	低年齢からのインターネットの適正利用の普及促進を図るため、子どもやその保護者、青少年育成団体等を対象に、出前講座を実施します。	こども未来課
青少年ネット被害・非行防止研修会	子どもを有害情報から守り、インターネットの適正利用の啓発・普及を図るため、保護者・教職員・青少年育成団体等を対象に、研修会や講演会を実施します。	こども未来課
生活リズム出前講座	子どもの基本的な生活習慣の啓発・普及を図るため、子どもやその保護者を対象に、出前講座を実施します。	こども未来課

取り組み・事業	実施概要	担当課
移動児童館事業	児童館のない地域を中心に市内各地へ出向き、子ども会・PTA・子どもに関わる活動団体等に対して遊びの指導や遊具貸出を行います。	こども未来課

④ 地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進

➤子どもの非行を未然に防止し、また、有害な環境や情報、犯罪から子どもを守るため、地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進します。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
地域一体の補導活動事業	中央補導員や地区補導員による地域での補導活動等を行います。	こども未来課
登下校時等の子どもの見守り活動	地域の登下校安全指導員と地域、学校、行政が連携して、「こどもをまもるいえ」設置の推進・普及を図り、子どもの登下校時の安全・安心を推進します。	こども未来課
「こども110番みまもりたい」活動	企業等の協力により、「こども110番みまもりたい」専用ステッカーを貼った車両が巡回し、子どもが犯罪に巻き込まれないよう防止、保護活動を実施します。	こども未来課
有害情報等から子どもを守る啓発活動	インターネットの適正利用の啓発・普及を図るため、PTA連絡協議会と連携し、研修会や出前講座を実施します。	こども未来課

(1) 社会的な養育や支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援

現状と課題

子育て家庭における状況は、家族の状況その他の事情により異なりますが、一人ひとりの子どもが健やかに育つよう、子どもや家庭への支援の一層の充実が求められています。

児童虐待については、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は一貫して増加を続けており、三重県北勢児童相談所や本市の家庭児童相談室に入る相談の件数も年々増加し、内容も複雑化、深刻化しています。

こうした中、国は、子どもの生命が奪われるなど昨今の重大な児童虐待事件が相次ぎ発生している状況を受けて、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の体制の強化や市町村の相談体制の強化など、対策強化に必要な措置が盛り込まれた児童福祉法等の改正を幾度か行ってきました。

本市では、「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」を中心に、保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関・団体、地域と連携し、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組むとともに、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、指導・助言、育児援助等による支援を行うなど、個別のケースに応じた適切な支援を行ってきました。

今後は、虐待相談の増加、複雑化、深刻化に対応していくため、より一層の関係機関等との連携や、専門的できめ細かに対応するための人員体制の整備が必要です。

ひとり親家庭については、生活の安定や自立への支援が必要です。このため本市では、児童扶養手当の支給や一人親家庭等医療費の助成など、経済的負担の軽減に取り組むとともに、母子・父子自立支援員が自立に必要な助成制度等の情報提供や就労、養育費等の相談支援を行っています。

今後も、こうした支援の周知を図るとともに、ひとり親家庭に対するきめ細かな対応の充実が必要です。

施策の方向性

① 児童虐待防止対策の強化

- 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、関係機関との緊密な連携のもと、情報の収集及び共有を図り、地域におけるきめ細かな対応ができる体制づくりを進めるとともに、関係者への専門研修の充実に努めます。
- その体制として専門職の増員など組織の強化に努め、「子ども家庭総合支援拠点」を設置して、在宅支援を中心とした、より専門的な相談への対応や、調査・訪問等による継続的な支援の充実に努めます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
児童虐待防止対策事業	【充実】 ・家庭児童相談室の専門職の増員など組織の体制強化に努めていきます。 ・「子ども家庭総合支援拠点」を設置して、在宅支援を中心とした、より専門的な相談への対応や調査・訪問等による継続的な支援を行っていきます。 ・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、「子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」を中心に、関係機関と連携を深め、情報の収集、共有を図りながら、きめ細かな対応を行っていきます。	こども保健福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を保健師や助産師、子育て経験のある支援員（保育士等資格者）が訪問して、相談・指導・助言・育児援助等による支援を行うことで、養育上の問題の解決・軽減を図ります。	こども保健福祉課
育児フォローアップ事業	子育ての不安の解消に向けた養育支援訪問を補完する施策として、訪問型に加え来所型も可能な親支援を行います。	こども保健福祉課
対応力向上のための専門研修	関係機関等の対応力向上を図るため、外部講師の招聘による専門研修を実施します。	こども保健福祉課
女性相談事業	「子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」や関係機関との連携及び情報共有を行い、相談事業の充実に努めます。	男女共同参画課
乳児院・児童養護施設への支援	乳児院・児童養護施設エスプランズ四日市における専門的な職員の配置等への助成や、運営協議会を通して子どもの処遇向上の促進や円滑な運営の確保に向けた支援を行います。	こども保健福祉課
児童館・こども子育て交流プラザにおける中高生と乳幼児とのふれあい交流事業	次世代の親となる思春期児童が、妊娠・出産等に関する知識を習得したり、乳幼児やその家族とふれあったりする貴重な予備体験の機会を提供して児童の健全育成を図るとともに、育児不安からくる虐待の予防につなげます。	こども未来課

② ひとり親家庭の自立支援の推進

➤ひとり親家庭の自立を促進するため、相談支援を通して相談者の不安に寄り添いながら子育て・生活支援、就労支援、経済的支援の充実に努めます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の生活相談	家庭児童相談室の母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の父・母の精神的な悩みを聞いたり就労支援につなげたりするなど、自立に向けた相談を行います。	こども保健福祉課
母子・父子福祉センターにおけるひとり親家庭・寡婦への支援	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立を図るため、母子・父子福祉センターにおいて相談業務や情報提供、技能習得講座等、ひとり親のニーズに応じた催しを行います。	こども保健福祉課
自立を支援する就業支援給付	雇用保険制度の指定教育訓練講座などを受講する人に対して、「自立支援教育訓練給付金」の支給や、看護師など経済的自立に効果が高い資格取得の修業に際し、「高等職業訓練促進給付金」を支給するなど、ひとり親家庭の自立支援を推進します。	こども保健福祉課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等を対象に児童扶養手当の支給を行います。	こども保健福祉課
一人親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の保護者と児童の保険診療にかかる自己負担分を助成します。	こども保健福祉課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が疾病や急な残業などにより日常生活に支障をきたす場合、家庭生活支援員を派遣し、自立した生活が行えるよう、生活援助、子育て支援を実施します。	こども保健福祉課
学童保育所保育料の軽減（利用支援補助事業）	（基目1-基施(2)-推施⑥より再掲）	こども未来課

(2) 発達支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援

現状と課題

心身の障害や発達に課題のある子どもについては、子ども本人の最善の利益を基本としながら、子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できる環境整備の充実が必要です。

本市では、平成28年6月に制定された障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法に基づき、平成30年3月に第1期四日市市障害児福祉計画を策定し、計画的に子どもの発達支援を提供する体制の確保を図っています。

子どもの発達支援は早期発見・早期支援が重要であるため、健康診査や相談、訪問事業を通して早期の発見に努めるとともに、観察の必要な子どもには、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携により、途切れのない適切な支援につなげていく必要があります。

近年、電話や来所による子どもの発達に関する相談件数は増加しており、医師や臨床心理士、言語聴覚士による相談支援を行うとともに、保健師や保育園・幼稚園・こども園・学校等関係機関との連携を図り、巡回相談やU-8事業（発達障害等早期支援事業）の推進に努めています。

また、平成31年4月に児童発達支援センターあけぼの学園を移転開園し、児童発達支援事業における利用定員増などの支援機能の拡充と職員体制の強化に取り組みましたが、専門的な発達支援が必要な場合には、地域の中核的な役割を果たす支援施設である児童発達支援センターあけぼの学園のほか、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業の利用につなぎ、子どもの生活能力の向上や社会との交流の促進等を図ります。

さらに、障害のある子どもが必要な障害児通所支援等のサービスを利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に成長できる環境づくりの推進が必要となっています。

施策の方向性

① 途切れのない支援の充実

- 心身の障害や発達に課題のある子どもの早期発見、早期支援を図るため、妊婦や乳幼児に対する健康診査やアンケート、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携により、途切れのない適切な支援を行います。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
途切れのない支援体制	保育園・幼稚園・こども園で気になる子どもを必要な支援につなげるため、三重県立子ども心身発達医療センターが開発したCLM（チェックリストイン三重）を活用し、成長過程に応じた適切な途切れのない支援を行います。	こども発達支援課
子どもの発達に関する相談・支援	18歳までの子どもの発達に関する相談や5歳児保護者アンケートを実施し、早期からの途切れのない支援につなげます。	こども発達支援課
就学相談・巡回相談支援事業	障害のある子どもや発達に課題のある子どもとその保護者や保育士等への巡回相談を行います。	こども発達支援課
発達障害等早期支援事業（プロジェクトU-8事業）	ことばや対人関係、学習上の基礎的な能力に課題がある子どもに対し、早期に対応し、園や学校と連携を取りながら、自己肯定感を持って小学校への就学や学校生活を楽しく過ごせるように支援します。	こども発達支援課

第2回会議での主な委員意見

- 学校と学童保育所での姿が異なる子どももいるため、幼稚園への対応と同様、学童保育所の現場にも巡回相談を行ってほしい。

② 質の高い専門的な発達支援の充実

- 児童発達支援センターあけぼの学園は、地域における障害児通所支援事業の中核的な役割を果たす支援施設として、各事業所との連携を図りながら、地域支援体制の充実に努めます。
- 医療的ケアの必要な子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう、障害児通所支援等の充実に図ります。
- 障害のある子ども及びその家族に対して継続的に関わり、関係機関をつなぐ中心的な役割を担う障害児相談支援の質の確保と向上に取り組めます。
- 障害児通所支援事業所等が保育園や幼稚園、こども園、学校等と連携し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
あけぼの学園における保育園・学校等との連携の強化	【充実】 地域における中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして、学校園や障害児通所支援事業所と連携を強化し、地域支援体制の充実に図っていきます。	あけぼの学園

取り組み・事業	実施概要	担当課
専門的支援が必要な児童への発達支援	専門的な発達支援が必要な乳幼児の早期支援・保育の場として、保育園・幼稚園・こども園生活前の心身の基礎的発達を促すための支援を行うとともに、保護者に対して子どもの理解や育児・養育面などについて研修や相談・助言を行います。	あけぼの学園
障害児通所支援事業	障害のある子どもが身近な地域で、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスを受けられるよう充実を図ります。また、医療的ケアの必要な子どもについても、対応できる事業所の充実を図ります。	こども発達支援課
障害児相談支援事業	障害児通所支援を利用する時に、相談支援事業所において、障害児支援利用計画を作成し、適切なサービス利用と継続的な支援を行います。	こども発達支援課
特別支援保育体制	公立保育園を中心に、支援が必要な子どもの受入れを進め、子どもの成長・発達の推進を図ります。	保育幼稚園課
学童保育所障害児対応指導員配置への支援	学童保育所が障害のある児童を受入れるため必要となる専任の職員の配置にかかる費用を支援します。	こども未来課
学童保育所指導員研修事業	【充実】 障害児対応を行う学童保育所指導員の専門的知識や技術等の習得の機会を確保するため、集合研修のほか指導員の経験に応じたステージ別研修の導入など実践的な研修の充実を図っていきます。	こども未来課
障害の早期発見・早期支援	【充実】 妊産婦及び乳幼児に対して健康診査を実施し、心身の発達上の課題を早期に発見し、関係機関と連携して、必要な支援につなげます。また、3歳児健康診査において、すべての受診児が健診会場で屈折検査機器を用いた視力検査を実施することができるように健診体制の整備を図っていきます。	こども保健福祉課
特別児童扶養手当の申請受付等	精神又は身体に障害のある20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対して支給される国の手当に対し、手続きの受付を行います。	こども保健福祉課
育成医療の給付	身体に障害や疾患があり、手術等の医療により、確実な治療効果が期待される児童に対して、指定医療機関での医療に対し給付を行います。	こども保健福祉課
小児慢性特定疾病医療費の申請受付等	慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及、家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療の給付等に対し、手続きの受付を行います。	こども保健福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病に罹患している方の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台などの日常生活用具を給付します。	こども保健福祉課
居宅介護、短期入所、日中一時支援事業	障害のある方の自立支援や保護者のレスパイトを目的に、ホームヘルパーの派遣や施設への一時的な入所（ショートステイ）等のサービスを給付します。	障害福祉課
障害児福祉手当の支給	精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活においても介護を必要とする20歳未満の方を対象に支給します。	障害福祉課

取り組み・事業	実施概要	担当課
補装具費の支給	身体に障害のある方に、その障害を補うための義足、車いすなどの購入や修理に要する費用を支給します。	障害福祉課
日常生活用具の給付	重度の身体障害や知的障害のある方の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台（ベッド）や電気式たん吸引器などの用具を給付します。	障害福祉課

(1) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実

現状と課題

安心して出産・育児を迎えるためには、妊娠期から妊婦の心身の健康を確保し、安心して過ごせる環境が大切です。

本市の母子保健事業は、平成28年度から「子育て世代包括支援センター」として、母子保健法が目的とする「母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進」に関する包括的な支援に取り組んできました。

妊婦の健康の保持増進については、安心して妊娠・出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に三重県内の医療機関や助産所で受診できる公費負担の妊婦健康診査票を14回分交付しており、すべての妊婦が適切に健診を受診し、適切な健康管理のもとで出産を迎えられるよう保健指導を行うとともに、相談先や出産後の育児や子育てに関する支援サービスについての周知を行っています。

また、妊娠・出産期における負担や不安を和らげるため、母子健康手帳交付時や育児学級等の機会に助言や指導を行い、支援の必要な妊婦に対しては電話相談や訪問指導を継続して行っています。出産後間もない産婦に対して、平成30年1月から産婦健康診査を開始したことで、産科医療機関との情報共有がスムーズになり産婦の心身の状態を把握しやすくなったことから、育児や健康に不安のある産婦には保健師による訪問支援や産後ケア訪問事業の利用を促すなど、早期に必要な支援へつないでいます。また、出産後における産婦の孤立化を防ぐため、生後4か月を迎えるまでの乳児の家庭を全戸訪問して産後の経過を把握し、育児の相談や助言、指導を行うとともに、育児相談や乳幼児健康診査等を活用し、途切れのない相談支援に取り組むことで児童虐待の未然防止にも努めています。

一方、本市は市外や県外からの転入者が多く、身近に相談できる人がいない状況にある妊産婦も多いことから、今後も、要支援妊産婦の把握に努め、早期からの途切れのない支援により、妊娠・出産期における負担や不安を和らげ、孤立化を防ぐための支援が必要とされるほか、特に多胎児の保護者については、あらゆる面において心身の負担やリスクが高くなることから、より一層の支援の充実が必要となっています。

施策の方向性

① 安全な妊娠・出産への支援の充実

- 安心して出産・育児を迎えられるよう、健康診査や相談、育児学級等の充実を図るとともに、リスクの高い多胎妊婦に対する支援の充実を図ります。
- 母体又は児におけるリスクの高い妊婦の安全を図るため、関係機関等との連携に努めます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
妊婦一般健康診査事業	【拡充】 安全な分娩と健康な子の出生のため、医療機関に委託して健康診査を実施します。妊娠期から医療機関と連携することにより、早期に育児や医療等の個別の支援が必要な家庭を把握し、出産に向けた相談支援を行います。また、 <u>リスクの高い多胎妊娠の妊婦に対し、通常14回分の妊婦健康診査に加えて、健診費用の追加助成について検討していきます。</u>	こども保健福祉課
母子健康手帳の交付	妊娠初期から母子健康手帳及び妊婦一般健康診査の受診票を交付することで、妊婦自身の母性意識及び健康意識の向上を図り、安全な出産につなげます。また、妊娠届出時のアンケート情報等から、出産や育児に不安がある妊婦に対して個々の状況に応じた相談、支援を行います。	こども保健福祉課
育児学級「ババママ教室」	妊婦とその家族を対象に、妊娠・育児に関して模擬体験を交えた具体的な指導を行うことにより、母性父性の健全な育成を図ります。	こども保健福祉課
産前・産後サポート事業	妊産婦が安心して赤ちゃんとの生活を送ることができるように、妊娠中から出産後まで保健師等が電話相談や家庭訪問等による相談支援を行いながら、個々の状況に応じた継続支援につなげます。	こども保健福祉課
産婦健康診査事業	出産後1か月頃までの早期に、母体の回復状況や授乳状況、精神状態を把握し、早期に必要な支援につなぐことで産後うつ等を予防するため、医療機関に委託して健康診査を実施します。	こども保健福祉課
不妊治療費の助成	【拡充】 不妊治療を行っている夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成します。助成にあたっては、 <u>対象範囲の拡大等、制度の見直しを検討していきます。</u>	こども保健福祉課
不育症治療費の助成	妊娠しても流産や死産等を繰り返す不育症の治療を行っている夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	こども保健福祉課

② 妊娠期からの途切れのない相談体制の充実

➤ 妊娠・出産期における不安や悩みを抱える人や孤立している人など、支援が必要な人を把握し、関係機関等と連携しながら、不安や悩みの軽減、適切な支援に取り組みます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
妊産婦・乳幼児相談	妊娠期から出産、育児期に至るまでのさまざまな機会を通じて、子育て世代包括支援センターとして電話での相談や来所相談を実施することで、育児不安の早期解消に努めます。	こども保健福祉課
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊娠・出産・育児に関し、保健師や助産師が家庭訪問による相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、関係機関と連携して適切な支援を提供することで、保護者の育児不安の解消に努めます。	こども保健福祉課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	おおむね生後4か月に達するまでの乳児がいる家庭を赤ちゃん訪問員等が全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	こども保健福祉課
親子支援事業「パンダひろば」	【充実】 生後6か月未満の乳児を持つ保護者同士が、育児に関する不安や悩みを共有し、気軽に保健師等に相談できるようにすることで、乳児家庭の孤立感を軽減するとともに、親子の絆づくりと仲間づくりを目的として実施します。また、心身の負担が大きく孤立しやすい多胎児を抱える保護者の負担が軽減できるよう、多胎児を抱える保護者同士が不安や悩み、喜びを共有できる場を定期的に開催します。	こども保健福祉課
育児相談事業	乳幼児の発育発達支援及び保護者の育児不安の解消を目的に、「すくすくルーム」及び「育児相談」において、育児・栄養・生活習慣などに関する相談・指導を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。	こども保健福祉課
心理発達相談事業	健診や育児相談における乳幼児の発達や保護者の育児不安などに対して、心理発達相談員が乳幼児の発達検査や育児相談及び指導を行い、必要に応じてこども発達支援課や専門機関を紹介し、早期支援につなげます。	こども保健福祉課
子育て支援事業での育児相談事業	子育て支援センター及び保育園や幼稚園のあそぼう会、遊び会等に保健師や栄養士が出向き、育児の相談を行います。	こども保健福祉課
親子教室「ラッコ」「イルカ」	各種健診・相談において、発達の課題や育児不安が疑われる幼児と保護者を対象に、定期的な集団指導を行うことにより、児の発達を促すための適切な関わり方を学ぶ機会を設け、育児不安の解消を図るとともに、必要に応じて専門機関へつなぎます。	こども保健福祉課

(2) 親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進

現状と課題

生涯を通じて健康に暮らしていくためには、妊娠期や乳幼児期からの健康管理や疾病予防、望ましい生活習慣を身につけることが大切です。

本市では、妊娠期における妊婦の健康診査をはじめ、出産後における乳児（4か月児・10か月児）、1歳6か月児、3歳児といった発達の節目となる月齢での健康診査の実施によって、疾病等の早期発見、早期治療につなげるとともに、未受診児に対しては関係機関等と連携して状況を把握し、適切な支援につなげています。さらに、産後間もない産婦に対しては、産婦健康診査により心身の状態を把握して電話相談や訪問指導による継続した支援を行うとともに、感染症の流行を防ぐ各種予防接種や幼児歯みがき教室を実施して、子どもの健康確保に努めています。

また、健康の保持増進を図るためには、妊娠期から乳幼児期、学童期において、望ましい食習慣や子どもの適切な生活習慣の習得・実践が大切です。

本市では、こんにちは赤ちゃん訪問事業や育児相談、離乳食教室等により、乳児家庭における育児上の課題や悩みを把握し、保健師や助産師、栄養士等による助言や指導、情報提供を行い、必要な支援につなげています。また、家庭や地域、保育園・幼稚園・こども園・学校が連携し、子どもにとって望ましい基本的な生活習慣が身につけられるよう、食の大切さの理解や早ね早おき朝ごはんの啓発等に取り組んでいます。

今後も、早期からの途切れのない支援に取り組み、必要な支援につなげていくとともに、望ましい生活習慣を身につけ、健康な生活を確保するために、適切な情報提供を行っていくことが必要です。

施策の方向性

① 乳幼児の健康診査・予防接種等の充実

➤乳幼児の健康診査や予防接種により健康の確保に努めるとともに、健康面や発達面での課題の早期発見、早期対応に努めます。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
乳児一般健康診査 (4か月児・10か月児)	【拡充】 4か月児、10か月児を対象に健康診査を医療機関に委託して実施し、成長や育児の確認をするとともに、問題を早期に発見し、適切な措置につなげます。さらに、 <u>生後1か月の乳児が産科等で受診する1か月健診の受診費用の助成について検討</u> していきます。	こども保健福祉課
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児を対象に健康診査を実施し、心身の問題を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに、生活や育児に関する指導を行い、健康の保持及び増進を図ります。	こども保健福祉課
3歳児健康診査	【拡充】 3歳児を対象に、健康診査を実施し、心身の問題を早期に発見するとともに、生活習慣の自立や育児に関する指導を行い、健康の保持及び増進を図ります。また、 <u>すべての受診児が健診会場で屈折検査機器を用いた視力検査を実施することができるように健診体制の整備</u> を図っていきます。	こども保健福祉課
新生児聴覚検査	耳の聞こえの障害を早期に発見するため、出産後、産科医療機関で実施する新生児聴覚検査の受診の必要性を啓発するとともに、低所得者に対しては検査費用を助成します。	こども保健福祉課
予防接種	感染症の予防と流行阻止のために予防接種法で定められた予防接種を行うとともに、任意予防接種であるおたふくかぜワクチン及びロタウイルスワクチンについて、接種費用を助成することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	こども保健福祉課

② 妊産婦・乳幼児期の歯科保健対策の充実

➤妊娠期から歯科保健に関心を持つことで、乳幼児がむし歯予防のための正しい生活習慣を身につけ、生涯の歯の健康保持につなげるために、妊婦及び幼児の歯科保健対策の充実を図ります。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
妊婦歯科健康診査	【新規】 妊婦の歯科保健への関心を高め、また、胎児及び乳幼児の歯科に関する健康状態の向上を図るため、妊娠期間中の歯科医療機関での歯科健診に要する費用の助成について検討していきます。	こども保健福祉課

取り組み・事業	実施概要	担当課
幼児歯科健康診査	幼児と保護者を対象に、むし歯予防の啓発と指導、健診を行い、乳歯・永久歯の健全な育成、保持を図ります。	こども保健福祉課
育児相談事業（歯科相談）	妊産婦・乳幼児の口腔内の健康保持のため、育児相談事業等において、歯科保健及び生活習慣などに関する相談・指導を行います。	こども保健福祉課

③ 望ましい生活習慣の推進

➤親と子の健康の保持増進を図るため、望ましい食習慣、子どもの基本的な生活習慣の定着が図られるよう啓発及び保護者への相談、指導を行います。

主な取り組み

取り組み・事業	実施概要	担当課
乳幼児食教室の開催	乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の食生活の指導を通じて、児の健やかな成長を支援します。	こども保健福祉課
子どもの生活リズム向上事業の実施	「早ね早おき朝ごはん」推進運動のもと、モデル園・校を指定し、子どもの生活習慣の確立や向上に向けて、保護者や園・学校等が連携して取組を進めます。	こども未来課
かかりつけ医の推進・健康相談等の周知	病気やけがの際に受診したり、日常の健康相談を受け持つかかりつけ医を持つことをすすめるとともに、急病や受診の判断に迷う場合などの医療機関案内や相談機関の周知に努めます。	健康福祉課 保健予防課 こども保健福祉課

第4章 主要事業5年間の実施計画

1 量の見込みと確保方策の設定にあたって

(1) 教育・保育提供区域の設定

本計画においては、「就学前児童の人口や施設の整備状況、利用の実態等を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域という。）」を設定して、その区域ごとに、5年間の教育・保育及び子ども・子育て支援法に位置づけられた地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

本市では、中学校区の組み合わせによる3つのブロックを基本として区域を設定していますが、地域子ども・子育て支援事業は、広域的な利用の実態や各事業の性質が異なることから、事業ごとに区域を設定しています。

なお、この区域の設定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設や事業の利用を制限されるものではありません。

対象施設及び事業名		区域の設定
教育・保育	保育園、幼稚園、こども園、地域型保育事業所	3ブロック
地域子ども・子育て支援事業	(1) 延長保育事業	3ブロック
	(2) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）（保育園の一時保育など）	3ブロック
	(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	3ブロック
	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
	(5) 病児保育事業	市全域
	(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	小学校区
	(8) 利用者支援事業	市全域
	(9) 妊婦健康診査	市全域
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	市全域
	(11) 養育支援訪問事業	市全域
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域

〔3つのブロック設定図〕

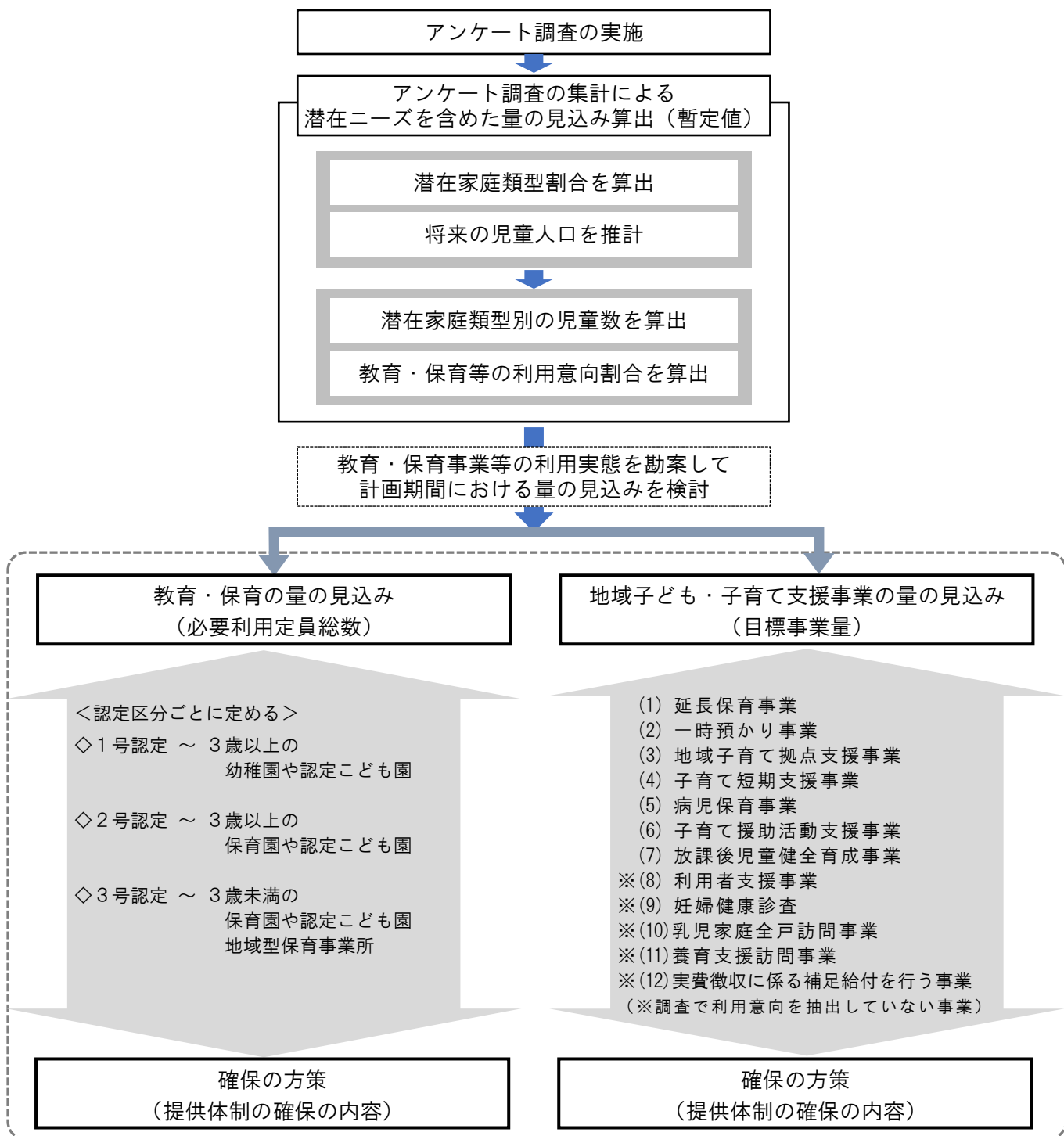


ブロック	中学校区名
1	富洲原、富田、朝明、西朝明、保々、羽津、山手、大池
2	橋北、中部、港、常磐、三重平、三滝、桜
3	塩浜、楠、南、笹川、西笹川、内部、西陵

(2) 「量の見込み」と「確保の方策」の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」と「確保の方策」を定めることになっています。

本計画においては、下記の要領で「量の見込み」と「確保の方策」を設定します。



2 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 利用実績の推移

〔幼稚園の利用実績の推移〕（各年度3月1日現在。以下同じ。）

年齢	H27	H28	H29	H30
3・4・5歳児	4,255	4,146	4,160	4,112
施設数	37	37	35	35

〔保育園の利用実績の推移〕

年齢	H27	H28	H29	H30
0歳児	296	293	310	332
1・2歳児	1,490	1,485	1,411	1,545
3・4・5歳児	3,300	3,417	3,340	3,252
全体	5,086	5,195	5,061	5,129
施設数	50	50	49	51

〔認定こども園の利用実績の推移〕

年齢	H27	H28	H29	H30
0歳児	-	-	9	8
1・2歳児	-	-	56	56
3・4・5歳児	-	-	139	177
全体	-	-	204	241
施設数	-	-	2	2

〔地域型保育事業所の利用実績の推移〕

年齢	H27	H28	H29	H30
0歳児	20	43	49	34
1・2歳児	62	123	150	165
全体	82	166	199	199
施設数	7	13	14	14

〔待機児童数の推移〕

年齢	H27	H28	H29	H30
0歳児	41	67	75	56
1歳児	40	35	46	73
2歳児	27	27	8	10
3歳児	16	13	3	1
全体	124	142	132	140

② 量の見込みと提供体制の確保の内容

市全体	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）	4,114	3,122	516	2,026	4,060	3,075	510	2,030
②提供体制の確保の内容	6,326	3,586	482	1,890	6,334	3,646	507	1,934
幼稚園	5,067				5,022			
幼稚園＋一時預かり（預かり保育）	1,189				1,172			
保育園		3,259	398	1,527		3,185	405	1,492
保育園（鈴鹿市）		35	7	23		35	7	23
こども園	70	292	17	92	140	426	29	158
地域型保育事業			60	248			66	261
②－①	2,212	464	▲34	▲136	2,274	571	▲3	▲96

第1ブロック	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）	1,990	1,277	243	828	1,941	1,244	240	835
②提供体制の確保の内容	2,581	1,501	226	763	2,581	1,519	241	809
幼稚園	1,886				1,902			
幼稚園＋一時預かり（預かり保育）	665				649			
保育園		1,386	181	598		1,404	190	631
こども園	30	115	9	36	30	115	9	36
地域型保育事業			36	129			42	142
②－①	591	224	▲17	▲65	640	275	1	▲26

第2ブロック	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）	1,165	875	129	532	1,168	871	128	528
②提供体制の確保の内容	1,980	904	119	532	1,980	904	129	522
幼稚園	1,685				1,684			
幼稚園＋一時預かり（預かり保育）	275				276			
保育園		791	94	413		791	104	403
こども園	20	113	5	37	20	113	5	37
地域型保育事業			20	82			20	82
②－①	815	29	▲10	0	812	33	1	▲6

第3ブロック	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）	959	970	144	666	951	960	142	667
②提供体制の確保の内容	1,765	1,181	137	595	1,773	1,223	137	603
幼稚園	1,496				1,436			
幼稚園＋一時預かり（預かり保育）	249				247			
保育園		1,082	123	516		990	111	458
保育園（鈴鹿市）		35	7	23		35	7	23
こども園	20	64	3	19	90	198	15	85
地域型保育事業			4	37			4	37
②－①	806	211	▲7	▲71	822	263	▲5	▲64

(人)

令和4年度

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
3,922	2,977	501	2,038		
6,343	3,682	519	1,965		
5,039					
1,134					
	3,141	408	1,491		
	35	7	23		
170	506	38	190		
		66	261		
2,421	705	18	▲73		

令和5年度

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
3,854	2,930	492	2,005		
6,343	3,682	519	1,965		
5,059					
1,114					
	3,141	408	1,491		
	35	7	23		
170	506	38	190		
		66	261		
2,489	752	27	▲40		

令和6年度

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
3,839	2,922	481	1,969		
6,343	3,682	497	1,987		
5,065					
1,108					
	3,141	386	1,513		
	35	7	23		
170	506	38	190		
		66	261		
2,504	760	16	18		

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
1,877	1,200	236	846		
2,581	1,519	241	809		
1,922					
629					
	1,404	190	631		
30	115	9	36		
		42	142		
704	319	5	▲37		

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
1,836	1,177	232	834		
2,581	1,519	241	809		
1,937					
614					
	1,404	190	631		
30	115	9	36		
		42	142		
745	342	9	▲25		

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
1,837	1,180	227	820		
2,581	1,519	229	821		
1,938					
613					
	1,404	178	643		
30	115	9	36		
		42	142		
744	339	2	1		

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
1,108	827	125	536		
1,989	920	133	531		
1,677					
262					
	727	99	380		
50	193	14	69		
		20	82		
881	93	8	▲5		

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
1,087	812	122	527		
1,989	920	133	531		
1,681					
258					
	727	99	380		
50	193	14	69		
		20	82		
902	108	11	4		

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
1,076	806	119	515		
1,989	920	133	531		
1,684					
255					
	727	99	380		
50	193	14	69		
		20	82		
913	114	14	16		

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
937	950	140	656		
1,773	1,243	145	625		
1,440					
243					
	1,010	119	480		
	35	7	23		
90	198	15	85		
		4	37		
836	293	5	▲31		

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
931	941	138	644		
1,773	1,243	145	625		
1,441					
242					
	1,010	119	480		
	35	7	23		
90	198	15	85		
		4	37		
842	302	7	▲19		

1号		2号		3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	3・4・5歳	3・4・5歳
926	936	135	634		
1,773	1,243	135	635		
1,443					
240					
	1,010	109	490		
	35	7	23		
90	198	15	85		
		4	37		
847	307	0	1		

③ 提供体制の確保内容の考え方

低年齢児を中心に年度途中で待機児童が発生しているため、令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化の影響を見据えたうえで、保育認定における3号認定の0歳児、1・2歳児分については、地域型保育事業所の拡充や既存園の定員拡充等により提供体制の確保に努めます。また、第1次公立幼稚園の適正化計画に基づき進められている再編後のこども園における定員の拡充により提供体制の確保に努めます。

④ 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼稚園と保育園の両方の機能をあわせ持ち、就学前の教育・保育を一体的に行うとともに、保護者の就労状況の変化に柔軟に対応し、通いなれた園を継続して利用できる施設として、幼保連携型認定こども園があります。

これまで、あまり全国的にも普及が進まなかった幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度により、認可・指導監督や財政措置が一本化され、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられたことによって、幼保連携型認定こども園化への動きが進んでいます。

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長できるよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。子ども・子育て支援においては、幼児期の教育・保育の役割が極めて重要であり、乳幼児期における子どもの発達段階に応じた教育・保育環境を確保する必要があります。

こうした中、平成29年3月（平成30年4月施行）には幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改正と同時に幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改正され、教育及び保育において育みたい資質・能力や5歳児修了時まで育てほしい具体的な姿を明確にするなど、幼児教育の整合性が図られました。

本市には、幼保連携型認定こども園が2園（橋北こども園・塩浜こども園）ありますが、4歳児と5歳児は教育認定（1号認定）児童が降園する午後2時30分まで学級を編成し、改正後の教育・保育要領に沿った教育を実践しています。

現在、平成28年1月に策定した第1次公立幼稚園の適正化計画に基づき、4つの地区の再編計画を進めていますが、園児が著しく減少し、適切な集団規模での教育が困難な公立幼稚園においては、今後も幼保連携型認定こども園において就学前教育・保育の役割を保障していきます。

また、質の高い就学前教育・保育の提供を図るため、保育士・幼稚園教諭・保育教諭の合同研修や交流の機会を確保し、相互理解を一層高めるとともに、発達段階に応じたカリキュラムにより、小学校への円滑な接続を見通した教育・保育を推進します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた在園児を対象に、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行います。

■提供区域 3ブロック

■利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	26	26	27	29	32
利用児童数	212	215	250	258	-

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[人]

年度		R2	R3	R4	R5	R6
市 全 体	①量の見込み(目標事業量)	386	382	375	369	364
	②提供体制の確保の内容	363	391	409	423	423
	②-①	▲23	9	34	54	59
第1	①量の見込み(目標事業量)	162	160	157	154	153
	②提供体制の確保の内容	150	162	162	162	162
	②-①	▲12	2	5	8	9
第2	①量の見込み(目標事業量)	99	98	96	94	92
	②提供体制の確保の内容	137	137	137	137	137
	②-①	38	39	41	43	45
第3	①量の見込み(目標事業量)	125	124	122	121	119
	②提供体制の確保の内容	76	92	110	124	124
	②-①	▲49	▲32	▲12	3	5

② 提供体制の確保内容の考え方

保育士2～4名体制で提供できる量を勘案し、延長保育のニーズに応じた保育体制の確保を図ります。

(2) -1 一時預かり事業（幼稚園における一時預かり・預かり保育）

通常保育終了後に在園児の一時預かりを実施し、保護者に対する育児支援及び子どもの育成を図ります。

■提供区域 3ブロック

■利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30
利用児童数	62,651	64,459	70,181	74,682

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[延べ人数]

年度		R2	R3	R4	R5	R6
市全体	①量の見込み(目標事業量)	80,476	79,390	76,713	75,362	74,983
	共働き家庭以外	11,777	11,553	11,133	10,917	10,904
	共働き家庭	68,699	67,837	65,580	64,445	64,079
	②提供体制の確保の内容	94,856	94,856	94,856	94,856	94,856
②-①		14,380	15,466	18,143	19,494	19,873
第1	①量の見込み(目標事業量)	41,986	40,976	39,683	38,754	38,733
	共働き家庭以外	8,585	8,369	8,086	7,918	7,930
	共働き家庭	33,401	32,607	31,597	30,836	30,803
	②提供体制の確保の内容	51,536	51,536	51,536	51,536	51,536
②-①		9,550	10,560	11,853	12,782	12,803
第2	①量の見込み(目標事業量)	22,605	22,697	21,514	21,203	20,930
	共働き家庭以外	2,531	2,530	2,400	2,358	2,336
	共働き家庭	20,074	20,167	19,114	18,845	18,594
	②提供体制の確保の内容	27,220	27,220	27,220	27,220	27,220
②-①		4,615	4,523	5,706	6,017	6,290
第3	①量の見込み(目標事業量)	15,885	15,717	15,516	15,405	15,320
	共働き家庭以外	661	654	647	641	638
	共働き家庭	15,224	15,063	14,869	14,764	14,682
	②提供体制の確保の内容	16,100	16,100	16,100	16,100	16,100
②-①		215	383	584	695	780

② 提供体制の確保内容の考え方

私立幼稚園14園における一時預かり及び預かり保育において確保します。

(2) -2 一時預かり事業（保育園・こども園における一時保育）

親の私用やリフレッシュ等を目的として利用できる子どもの一時的な保育を行います。

■提供区域 3ブロック

■利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	14	15	16	16	18
延べ利用児童数	8,720	8,385	8,901	8,953	-

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[延べ人数]

年度		R2	R3	R4	R5	R6
市 全 体	①量の見込み(目標事業量)	9,463	9,374	9,203	9,042	8,944
	②提供体制の確保の内容	9,617	9,617	10,161	10,161	10,161
	②-①	154	243	958	1,119	1,217
第1	①量の見込み(目標事業量)	5,351	5,284	5,202	5,107	5,066
	②提供体制の確保の内容	3,110	3,110	3,654	3,654	3,654
	②-①	▲2,241	▲2,174	▲1,548	▲1,453	▲1,412
第2	①量の見込み(目標事業量)	2,808	2,795	2,725	2,675	2,631
	②提供体制の確保の内容	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825
	②-①	1,017	1,030	1,100	1,150	1,194
第3	①量の見込み(目標事業量)	1,304	1,295	1,276	1,260	1,247
	②提供体制の確保の内容	2,682	2,682	2,682	2,682	2,682
	②-①	1,378	1,387	1,406	1,422	1,435

② 提供体制の確保内容の考え方

第1ブロックにおいて量の見込みが提供体制の確保の内容を上回っているため、提供体制の拡大に努めます。

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、育児負担の軽減と育児不安の解消を目的として、子育てについての相談や情報提供その他の支援を行います。

■提供区域 3ブロック

■利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30
実施施設数	17	17	19	20
延べ利用者数	98,444	108,943	110,754	105,117

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[延べ人数]

年度		R2	R3	R4	R5	R6
市全体	①量の見込み(目標事業量)	108,612	108,216	107,724	105,924	103,944
	②提供体制の確保の内容	21 施設 115,450	22 施設 118,716	23 施設 121,982	23 施設 122,400	23 施設 122,400
	②-①	6,838	10,500	14,258	16,476	18,456
第1	①量の見込み(目標事業量)	37,992	38,040	38,184	37,584	36,924
	②提供体制の確保の内容	8 施設 29,509	8 施設 29,927	8 施設 29,927	8 施設 29,927	8 施設 29,927
	②-①	▲8,483	▲8,113	▲8,257	▲7,657	▲6,997
第2	①量の見込み(目標事業量)	29,136	28,884	28,944	28,404	27,744
	②提供体制の確保の内容	5 施設 40,693	5 施設 40,693	6 施設 43,541	6 施設 43,959	6 施設 43,959
	②-①	11,557	11,809	14,597	15,555	16,215
第3	①量の見込み(目標事業量)	41,484	41,292	40,596	39,936	39,276
	②提供体制の確保の内容	8 施設 45,248	9 施設 48,096	9 施設 48,514	9 施設 48,514	9 施設 48,514
	②-①	3,764	6,804	7,918	8,578	9,238

② 提供体制の確保内容の考え方

現在計画を進めている保々、神前、楠地区の認定こども園において、当該地域には子育て支援センターの設置はなく、また認定こども園には子育て支援機能が必須機能として位置づけられていることから、併設型子育て支援センターとして新設します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の事情により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合等に、施設において子どもを一時的に養育又は保護を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30
延べ利用児童数	617	643	403	719

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[延べ人数]

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	628	623	611	601	595
②提供体制の確保内容	600	600	600	600	600
②-①	▲28	▲23	▲11	▲1	5

② 提供体制の確保内容の考え方

ショートステイ利用希望者と施設の受入れ数は均衡していると思込られますが、利用希望者に対して、意向をきめ細やかに聞き取り、施設の空き状況によっては、他の利用者との日程調整も図りながら利用者の希望に沿えるよう、提供数を確保します。

(5) 病児保育事業

保護者の就労等の都合により、保育園や幼稚園、こども園、小学校に通っている児童が病気又は病気の回復期にあるが、まだ集団生活に不安がある間、一時的に児童の保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31
実施施設数	1	1	2	2	3
延べ利用者数	1,217	1,406	1,604	1,476	-

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[延べ人数]

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	1,828	1,811	1,779	1,749	1,730
②提供体制の確保内容	2,832	2,832	2,832	2,832	3,540
②-①	1,004	1,021	1,053	1,083	1,810

② 提供体制の確保内容の考え方

病児保育室は、第1期計画期間において新たに2か所開室したものの、病児保育の利用意向は依然として高いことから、引き続き市内医療機関の協力を得ながら、現在病児保育室が設置されていない市南部方面での新たな開室のほか、定員の拡充や開室時間など保護者が利用しやすい環境の充実について検討します。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員として登録し、相互の信頼と了解のもとに育児の援助を行います。

■提供区域 市全域

■利用実態の推移

年度	H27	H28	H29	H30
依頼会員数	914	889	942	954
援助会員数	486	495	511	540
両方会員数	109	109	101	78
活動件数	2,632	2,120	2,112	2,227
預かり等(就学前)	1,468	1,080	1,403	1,853
預かり等(小学生)	1,141	1,025	691	367
病児	0	0	0	0
緊急対応等	23	15	18	7

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

〔延べ人数〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	2,238	2,206	2,134	2,099	2,092
②提供体制の確保の内容	2,307	2,307	2,307	2,307	2,307
②-①	69	101	173	208	215

② 提供体制の確保内容の考え方

地域で行う子育て相互援助活動のファミリー・サポート事業は、近年では保育園や幼稚園、こども園、小学校、学童保育所への送迎や帰宅後の預かりといった教育・保育等の補完的な役割と保護者の緊急サポート的な役割が大きくなっていますが、一部地域における依頼会員と援助会員の不均衡が改善に至っていないことから、事業の認知度と相互援助活動の理解を高めるための一層の周知に努めるとともに、援助会員の拡大につながるインセンティブなどの検討を行います。

(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者の就労等により、昼間、留守家庭の小学校児童が放課後や夏休みなどに学童保育所に通所し、適切な遊びや指導員による健康管理、安全確保、情緒の安定など、家庭の保護機能の補完的役割を果たす生活の場として保育を行います。

■提供区域 小学校区

■利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
学童保育所数	46	50	53	56	59
利用児童数	1,639	1,785	1,944	2,176	2,423

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[人]

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	2,512	2,543	2,585	2,609	2,562
②提供体制の確保の内容	2,780	2,835	2,890	2,970	3,200
②-①	268	292	305	361	638

② 提供体制の確保内容の考え方

子どもたちが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、新放課後こども総合プランの趣旨を踏まえ、学校の校舎や敷地、学校周辺の公共施設の利活用をこれまで以上に推進しながら必要な施設整備を支援し、待機児童の解消にも取り組みます。

学童保育所の整備にあたっては、安全・安心の確保に加え、生活の場として相応しい環境が整えられるよう支援の充実を図ります。

③ 小学校区ごとの量の見込みと提供体制の確保の内容

[人]

年度		R2	R3	R4	R5	R6
中部西	①量の見込み(目標事業量)	72	60	54	55	51
	②提供体制の確保の内容	87	87	87	87	87
	②-①	15	27	33	32	36
浜田	①量の見込み(目標事業量)	84	79	76	78	78
	②提供体制の確保の内容	40 (35)	40 (35)	80 (0)	80 (0)	80 (0)
	②-①	▲ 9	▲ 4	4	2	2
橋北	①量の見込み(目標事業量)	32	28	27	30	30
	②提供体制の確保の内容	40	40	40	40	40
	②-①	8	12	13	10	10

※（ ）内は他学校区で受け入れる人数

〔人〕

年度		R2	R3	R4	R5	R6
海蔵	①量の見込み(目標事業量)	154	147	138	135	127
	②提供体制の確保の内容	190	190	190	190	190
	②-①	36	43	52	55	63
塩浜	①量の見込み(目標事業量)	34	30	27	26	25
	②提供体制の確保の内容	36	36	36	36	36
	②-①	2	6	9	10	11
富田	①量の見込み(目標事業量)	103	114	123	123	121
	②提供体制の確保の内容	130	130	130	130	130
	②-①	27	16	7	7	9
富洲原	①量の見込み(目標事業量)	52	55	63	69	73
	②提供体制の確保の内容	45	45	45	45	75
	②-①	▲7	▲10	▲18	▲24	2
羽津	①量の見込み(目標事業量)	70	73	74	72	67
	②提供体制の確保の内容	67	67	67	67	67
	②-①	▲3	▲6	▲7	▲5	0
常磐	①量の見込み(目標事業量)	106	119	129	132	138
	②提供体制の確保の内容	70 (16)	80 (16)	90 (16)	100 (16)	140 (0)
	②-①	▲20	▲23	▲23	▲16	2
日永	①量の見込み(目標事業量)	95	96	100	102	99
	②提供体制の確保の内容	88 (7)	88 (8)	88 (12)	88 (14)	88 (11)
	②-①	0	0	0	0	0
四郷	①量の見込み(目標事業量)	63	75	81	83	85
	②提供体制の確保の内容	45	45	45	45	85
	②-①	▲18	▲30	▲36	▲38	0
内部	①量の見込み(目標事業量)	61	58	57	55	52
	②提供体制の確保の内容	108	108	108	108	108
	②-①	47	50	51	53	56
小山田	①量の見込み(目標事業量)	27	27	30	30	30
	②提供体制の確保の内容	40	40	40	40	40
	②-①	13	13	10	10	10
河原田	①量の見込み(目標事業量)	41	57	66	71	72
	②提供体制の確保の内容	74	74	74	74	74
	②-①	33	17	8	3	2

〔人〕

年度		R2	R3	R4	R5	R6
川島	①量の見込み(目標事業量)	101	87	86	83	78
	②提供体制の確保の内容	130	130	130	130	130
	②-①	29	43	44	47	52
神前	①量の見込み(目標事業量)	29	27	27	28	28
	②提供体制の確保の内容	34	34	34	34	34
	②-①	5	7	7	6	6
桜	①量の見込み(目標事業量)	74	74	74	72	69
	②提供体制の確保の内容	44 (30)	44 (30)	44 (30)	44 (28)	44 (25)
	②-①	0	0	0	0	0
県	①量の見込み(目標事業量)	66	62	57	60	58
	②提供体制の確保の内容	82	82	82	82	82
	②-①	16	20	25	22	24
三重	①量の見込み(目標事業量)	81	91	96	102	102
	②提供体制の確保の内容	65	70	70	70	110
	②-①	▲16	▲21	▲26	▲32	8
大矢知 興讓	①量の見込み(目標事業量)	131	147	164	170	168
	②提供体制の確保の内容	132	132	132	132	172
	②-①	1	▲15	▲32	▲38	4
八郷	①量の見込み(目標事業量)	48	53	59	66	69
	②提供体制の確保の内容	50	55	60	70	70
	②-①	2	2	1	4	1
下野	①量の見込み(目標事業量)	101	100	104	101	97
	②提供体制の確保の内容	84	84	84	104	104
	②-①	▲17	▲16	▲20	3	7
保々	①量の見込み(目標事業量)	47	54	55	56	53
	②提供体制の確保の内容	50	60	60	60	60
	②-①	3	6	5	4	7
水沢	①量の見込み(目標事業量)	32	26	21	21	19
	②提供体制の確保の内容	40	40	40	40	40
	②-①	8	14	19	19	21
高花平	①量の見込み(目標事業量)	38	37	38	33	30
	②提供体制の確保の内容	35	35	35	35	35
	②-①	▲3	▲2	▲3	2	5
泊山	①量の見込み(目標事業量)	43	40	41	40	39
	②提供体制の確保の内容	60	60	60	60	60
	②-①	17	20	19	20	21

〔人〕

年度		R2	R3	R4	R5	R6
笹川	①量の見込み(目標事業量)	52	49	50	49	49
	②提供体制の確保の内容	40	65	65	65	65
	②-①	▲12	16	15	16	16
常磐西	①量の見込み(目標事業量)	120	120	119	113	110
	②提供体制の確保の内容	90 (23)	90 (23)	90 (23)	90 (23)	90 (20)
	②-①	▲7	▲6	▲6	0	0
三重西	①量の見込み(目標事業量)	76	79	80	81	73
	②提供体制の確保の内容	120	120	120	120	120
	②-①	44	41	40	39	47
大谷台	①量の見込み(目標事業量)	94	91	82	78	73
	②提供体制の確保の内容	83	83	83	83	83
	②-①	▲11	▲8	1	5	10
桜台	①量の見込み(目標事業量)	54	50	48	45	47
	②提供体制の確保の内容	110	110	110	110	110
	②-①	56	60	62	65	63
三重北	①量の見込み(目標事業量)	63	51	41	42	41
	②提供体制の確保の内容	42	42	42	42	42
	②-①	▲21	▲9	1	0	1
八郷西	①量の見込み(目標事業量)	35	39	39	38	40
	②提供体制の確保の内容	40	40	40	40	40
	②-①	5	1	1	2	0
羽津北	①量の見込み(目標事業量)	64	78	86	89	93
	②提供体制の確保の内容	39 (9)	39 (9)	39 (9)	39 (9)	79 (14)
	②-①	▲16	▲30	▲38	▲41	0
内部東	①量の見込み(目標事業量)	76	87	95	105	108
	②提供体制の確保の内容	74	74	74	114	114
	②-①	▲2	▲13	▲21	9	6
中央	①量の見込み(目標事業量)	42	35	34	34	30
	②提供体制の確保の内容	200	200	200	200	200
	②-①	158	165	166	166	170
楠	①量の見込み(目標事業量)	51	48	44	42	40
	②提供体制の確保の内容	76	76	76	76	76
	②-①	25	28	32	34	36

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等が、その選択に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。

■提供区域 市全域

■配置状況

類型	配置場所
特定型	総合会館3階こども未来課内
基本型	単独型橋北子育て支援センター 単独型塩浜子育て支援センター こども子育て交流プラザ
母子保健型	総合会館3階すくすくルーム

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所
②提供体制の確保内容	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所
特定型	1	1	1	1	1
基本型	3	3	3	3	4
母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

② 提供体制の確保内容の考え方

各施設に配置された利用者支援専門員間の情報共有や連携体制の充実を図りながら、子育て支援情報の発信に取り組み、また、橋渡し役としてそれぞれの家庭に合った子育て支援の情報提供や相談、助言等を行います。

子どもや親子が安心して活動や交流等ができる拠点的な施設への新たな配置について検討します。

(9) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため、妊婦が希望する医療機関で適切な妊婦健診が受診できるよう公費を負担して実施します。

■提供区域 市全域

■事業実績の推移

		H27	H28	H29	H30
出生数		2,721	2,578	2,462	2,403
受診者数	1～5回目	12,922	12,204	11,819	11,535
	6～10回目	11,960	11,283	10,641	10,357
	11～14回目	5,304	5,412	5,183	5,192

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[人、回]

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み (目標事業量)	人数	2,312	2,268	2,225	2,183	2,142
	健診回数 (一人あたり)	14	14	14	14	14
提供体制の確保の内容	実施場所	妊婦健康診査を受診できる三重県内の医療機関及び助産所				
	実施体制	三重県市長会が委託した医療機関及び助産所				
	検査項目	三重県及び市町と三重県医師会が定める健康診査の内容				
	実施時期	妊娠届出の日から出産の日まで(通年実施)				

② 提供体制の確保内容の考え方

妊婦の健康意識の向上と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。三重県市長会として、三重県医師会及び県内の妊婦健康診査を実施できる医療機関、助産所と委託契約を締結し、公平な受診機会と必要な検査項目を確保します。

また、里帰り出産などのため、県外の医療機関や助産院で妊婦健康診査を受診した場合は、契約単価を上限として費用の助成を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

保健師・助産師・看護師及び赤ちゃん訪問員が、おおむね生後4か月に達するまでの乳児がいる家庭をすべて訪問し、育児に関する相談や情報提供、養育環境等の把握を行います。

■提供区域 市全域

■事業実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30
訪問対象者数	2,691	2,559	2,437	2,378
訪問実施者数	2,749	2,613	2,482	2,471
専門職の訪問	733	692	599	737
訪問員の訪問	1,987	1,921	1,883	1,734

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[人]

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(目標事業量)	2,378	2,333	2,289	2,246	2,203
提供体制の確保内容	実施体制	こんにちは赤ちゃん訪問員及び市職員(保健師・助産師・看護師)			
	実施機関	こども保健福祉課			

② 提供体制の確保内容の考え方

こんにちは赤ちゃん訪問員が、生後4か月までの乳児のいる家庭をすべて訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの傾聴を行います。また、育児支援が必要と思われる場合や、保護者からの希望がある場合には、市職員(保健師・助産師・看護師)が訪問し、必要な育児指導等を行うとともに、他機関との連絡調整などを行います。

長期入院や長期里帰りの場合、生後4か月以降も状況把握に努め、自宅へ戻った後、家庭訪問を実施するなど、全数訪問を目標とします。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師や支援員が訪問して、養育に関する指導、助言、育児援助等による支援を行い、適切な養育の実施を確保します。

■提供区域 市全域

■事業実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30
訪問家庭数	43	53	44	42
延べ訪問数	459	552	427	738

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[世帯、回]

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み (目標事業量)	訪問家庭数	45	45	45	45	45
	延べ訪問数	756	756	756	756	756
提供体制の 確保の内容	実施体制	ケース検討の実施（支援の必要性を判断） 支援計画に基づいての実施 ・保健師等の訪問による指導助言 ・支援員の訪問による育児・家事援助				
	実施機関	こども保健福祉課家庭児童相談室				

② 提供体制の確保内容の考え方

次の提供体制の方針のもと、養育支援の必要な家庭に対して提供体制を確保します。

- ・ 支援計画作成や見直し等のケース検討はP D C Aサイクルを意識し、十分な時間をかけます。
- ・ 育児・家事援助は、寄り添い型の援助を維持するため、事業委託ではなく、専門的な支援員を確保し、直営で行います。
- ・ 保健師による指導助言は、家庭児童相談室と母子保健係で十分な協力を行い、方向性の統一を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生計が困難である世帯の子どもが、特定教育・保育等の給付を受けた場合において、実費で徴収される副食費に対し助成し、これらの子どもの円滑な特定教育・保育の利用を図ります。

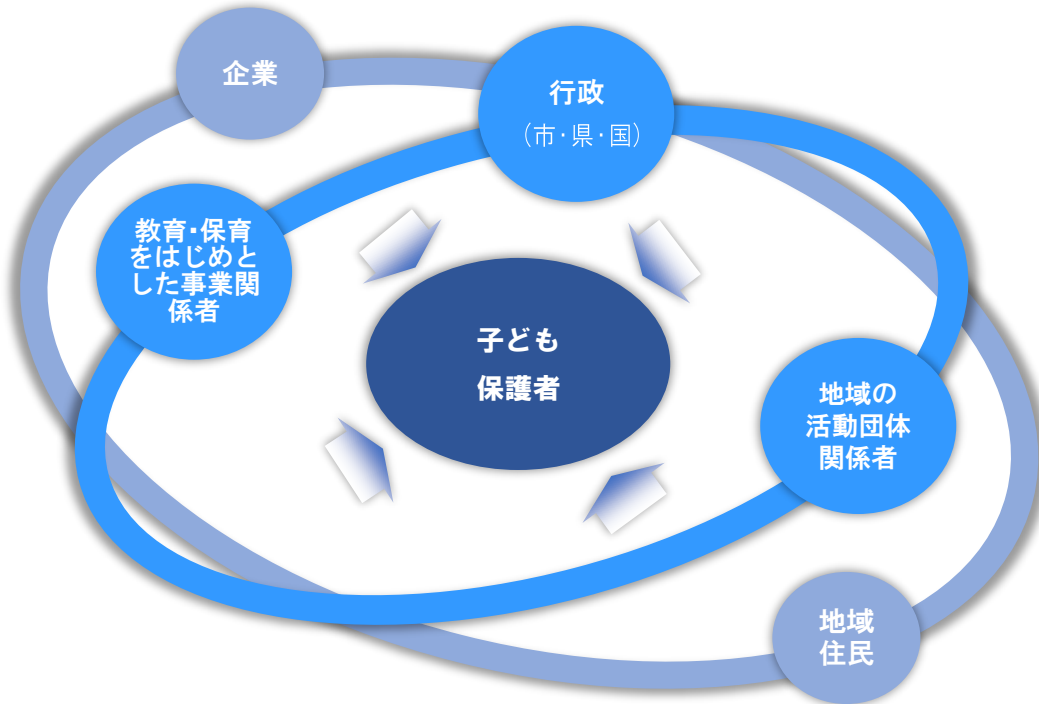
【実施内容】

令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園における年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての第3子以降の子どもに係る副食費に対して助成を行います。

第5章 計画の推進

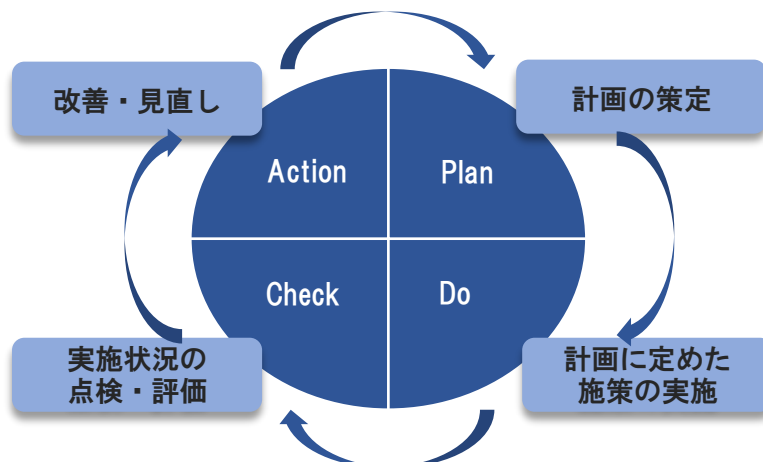
1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。そのため、家庭や地域、教育・保育をはじめとした事業関係者、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子どもや子育て家庭への支援を進めていきます。



2 計画の点検及び評価

本計画の着実な推進を図り、実行性のあるものとするため、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育・保育事業関係者、学識経験者などから構成される「四日市市子ども・子育て会議」において、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、計画的な進行管理と施策の改善を図っていきます。



参考資料

1 用語解説

あ行

○ 育児休業

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、労働者は、申し出により、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができます（一定の範囲の期間雇用者も対象となります）。一定の条件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができます。

か行

○ 高齢化率

総人口に占める、65歳以上人口の割合をいいます。

○ 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計することで算出されます。

○ コーホート変化率法

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人びとの集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいいます。

○ 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

○ 子育てコンシェルジュ

子育て中の保護者の立場に立って話を聞き、多様な子育て支援情報やサービスを分かりやすく伝え、適切な支援につなげる専門員のことをいいます。

○ 子育て世代包括支援センター

妊娠・出産から子育て期を通して切れ目なく支援を行うために、保健師、看護師等を配置して相談支援等を行います。

○ 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等を行う機能を担う拠点のことをいいます。

さ行

○ CLM（チェックリストイン三重）

三重県立小児心療センター・あすなる学園が作成した「発達チェックリスト」で、発達障害の早期支援をするための手法の1つとなっています。

○ 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的として、平成15年に制定され、平成17年から10年間の時限立法として施行、さらに平成27年度から10年間延長されました。同法は、次世代育成支援対策について、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等、迅速かつ重点的に推進するために必要な事項を定めています。

○ 児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」は、1989（平成元）年11月20日に第44回国連総会において採択され、わが国については、1994（平成6）年5月22日に効力が生じています。この条約は、児童（「18歳未満のすべての者」と定義。）の人権の尊重、保護の促進をめざしたものです。

○ 児童発達支援

障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うことをいいます。

○ 児童養護施設

保護者のない児童や家庭での生活環境その他の環境上養護を必要とする児童を入所させて養護し、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設です。

○ 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学1年生が、集団行動が取れない、授業中にじっと座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月間継続する現象をいいます。

○ すくすくルーム

妊娠中から産後にかけての健康管理や、育児、発育・発達に関する相談窓口で、保健師や看護師が常駐している育児相談室をいいます。

○ スタートカリキュラム

就学前教育から小学校への円滑な接続を大切にした系統的なカリキュラムをいいます。

た行

○ 待機児童

保育所入所申し込みがあり、かつ、入所要件に該当しているものであるが、現に保育所に入所できない（他に入所可能な保育所があるにも関わらず入所しない場合を除く。）状態の子どものことをいいます。

○ 地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度で、市町村による認可事業として、「児童福祉法」に位置づけたうえで新たに給付の対象とするもので、小規模保育（認可定員6～19人）、家庭的保育（認可定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育がその対象になります。

○ 特別支援保育

障害のある子ども等の就学に向けた取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活の困難を改善又は克服することを目的とした保育をいいます。

な行

○ 乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。「児童福祉法」では、「乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」と定めています。

○ 認可外保育施設

「児童福祉法」に基づく認可を受けていない保育施設のことです。その設置には「児童福祉法」に基づき都道府県知事への届出が必要となります。

は行

○ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。広汎性発達障害とは、(1)社会性の障害、(2)コミュニケーションの障害、(3)想像力の障害とそれに基づく行動の障害、という三つの特徴を持つ障害です。三つの障害が明らかな時は自閉性障害、言葉の遅れがない場合はアスペルガー症候群、特徴が一部もしくは軽度な場合は特定不能の広汎性発達障害とされています。

○ 晩婚化・晩産化

晩婚化とは、平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向をいい、また、晩産化とは、第一子の平均出産時年齢が高くなる傾向をいいます。

○ パンダひろば

生後6か月までの乳児と家族に対し、親子どうしでの情報共有と交流の場を提供しています。

○ プロジェクトU-8事業

言葉に関する課題や、対人関係・社会性の課題、学習上の基礎的な能力に関する課題のある幼児・児童（4歳～8歳まで）及び保護者を対象に、早期からの対応により、自信を高めていくための教室です。「幼児ことばの教室」「まなびの教室」「ともだちづくり教室」「子どもの見方・ほめ方教室」の4つの教室を設置しています。

○ 保育所等訪問支援

障害のある子どもが集団生活を営む保育園や幼稚園等の施設を訪問し、集団生活に適應するために行う専門的な支援をいいます。

○ 母性健康管理指導事項連絡カード

主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主への確に伝えるためのカードであり、事業主は、母健連絡カードの記載内容に応じて勤務時間短縮等の適切な措置を講じます。

○ 新放課後子ども総合プラン

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと平成26年に「放課後子ども総合プラン」が策定されましたが、学童保育所の待機児童の解消や、学童保育所と放課後子ども教室との一体的な推進等による就学児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした新プランをいいます。

○ 放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害のある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を図るとともに、放課後等の居場所を提供するサービスをいいます。

ま行

○ 民生委員児童委員

「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、民生委員は「児童福祉法」に定める児童委員を兼ねています。また、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する民生委員児童委員を主任児童委員といいます。

○ メディアリテラシー

メディアを通じた情報を使いこなす能力のことをいいます。

や行

○ ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

○ よかパパひろば

市内の子育て支援センターなどで開催しており、来訪者へ父親目線による相談を行ったり、父親による絵本の読み聞かせや、体を使った遊び方の伝授などを行っています。

○ 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議

「児童福祉法」に規定する要保護児童並びに配偶者からの暴力を受けた者及びその養育する子の早期発見、適切な保護、適切な支援等を図ることを目的として設置したネットワーク会議をいいます。

ら行

○ レスパイト

一時的中断、休息、息抜きという意味です。

○ 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合をいいます。

わ行

○ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できることをいいます。